

10年後の東京を見据えた新しい日常における

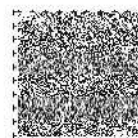
バリアフリーの推進について

意 見 具 申

(案)

令和5年1月

東京都福祉のまちづくり推進協議会



令和5年1月31日

東京都知事

小池 百合子 殿

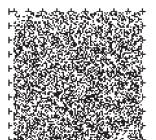
東京都福祉のまちづくり推進協議会

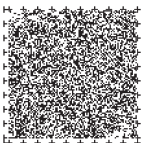
会長 高橋 儀平

10年後の東京を見据えた新しい日常における
バリアフリーの推進について

(意見具申)

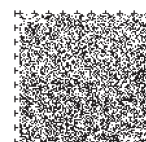
標記について、本推進協議会として別紙のように意見をまとめたので、具申
します。

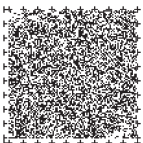


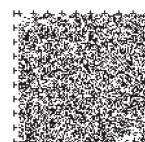


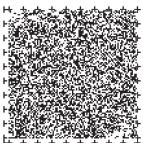
目次

はじめに	3
第1章 都における福祉のまちづくりのこれまでの進展	
1 都における福祉のまちづくりの経緯	4
2 福祉のまちづくり推進計画に基づくまちづくりの推進	7
3 分野別施策の進捗状況	7
4 福祉のまちづくりに関する都民の意識調査結果	17
第2章 国等の動向	
1 障害者権利条約の批准と国内法の整備	23
2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等の改正	23
第3章 バリアフリー化の推進に向けた課題と方向性	
1 東京 2020 大会を契機として進展した当事者参画の更なる展開	27
2 共生社会の実現に向けた心のバリアフリーの理解促進	29
3 誰でも利用目的どおりに使えるためのハード整備と連動したソフト対策の充実	32
4 生活に身近な建築物等におけるバリアフリー化の推進	34
5 防災対策や観光施策等におけるユニバーサルデザインの推進	36
おわりに	39
参考資料	
用語解説	40
東京 2020 大会を契機としたバリアフリー化の主な進捗状況	46
審議経過等	
審議経過	50
第 13 期東京都福祉のまちづくり推進協議会委員名簿	51

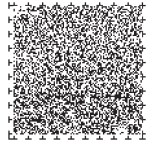








はじめに



第13期東京都福祉のまちづくり推進協議会では、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴い1年延期となった、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）の開催を契機としたこれまでの取組の成果を踏まえつつ、審議テーマを「10年後の東京を見据えた新しい日常におけるバリアフリーの推進について」と設定して検討を開始した。

東京2020大会に先立ち、国際パラリンピック委員会が公表した「IPC アクセシビリティガイド」に掲げる「公平」「尊厳」「機能性」の3つの基本原則に基づき、「Tokyo 2020 アクセシビリティ・ガイドライン」が策定された。この間、国内法令とこのガイドラインに基づき、都内の鉄道・バス・タクシーなどの公共交通、道路、宿泊施設などにおいて、事業者、都民など地域社会の様々な活動主体の理解と協力・連携のもと、アクセシビリティの確保に向けた取組が着実に進められてきた。

また、都立の競技会場では、このガイドラインに加えて、大会後の利用を見据えて、誰もが使いやすい施設にすることを目指して障害者や学識経験者などからなる「アクセシビリティ・ワークショップ」を開催し、そこで出された様々な意見を踏まえて、新規施設の整備や既存施設の改修が進められた。

これらの整備では、平成26年の「障害者の権利に関する条約」の批准とそれに先立つ国内法の整備によって障害の社会モデルの理解と合理的配慮等が求められるようになり、障害の種別や程度にかかわらず、あらゆる施設や環境で誰もが公平に利用できることが重視されることとなった。

今後は、現在の到達点と課題を踏まえ、ハードとソフトが一体となったユニバーサルデザインのまちづくりが都内全域で広く展開され、多様な人がお互いの違いを認め合いながら支え合う共生社会の実現に向けた基盤を強固にしていくことが求められている。

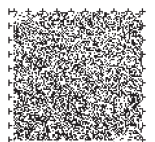
東京は今、日々変容を繰り返しているが、その中で平等な社会環境をどのように整えるべきか大きな岐路に立たされているといっても過言ではない。私たちはその課題に真摯に向き合い、共生社会を実現するという目標を強く意識し、一步一步着実な行動を実践していく必要がある。

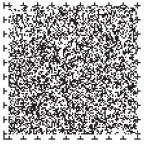
今期の当推進協議会では、10年後の東京の福祉のまちづくりを見据えた課題と方向性について、「東京2020大会を契機として進展した当事者参画の更なる展開」、「共生社会実現に向けた心のバリアフリーの理解促進」、「誰でも利用目的どおりに使えるためのハード整備と連動したソフト対策の充実」、「生活に身近な建築物等におけるバリアフリー化の推進」、「防災対策や観光施策等におけるユニバーサルデザインの推進」の5つのカテゴリーに分けて、丁寧に議論を積み重ねてきた。

本意見具申を踏まえ、東京都や区市町村、事業者等によって、ユニバーサルデザインの先進都市東京のさらなる発展に向けて、利用者の視点に立った環境整備や取組が一層進むことを期待する。

東京都福祉のまちづくり推進協議会

会長 高橋 儀平



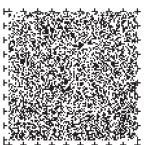


第1章 都における福祉のまちづくりのこれまでの進展

これまで都における福祉のまちづくりは、ハード面のバリアフリー（※）化から始まり、初めからできるだけ多くの人が利用可能なように都市や生活環境をデザインするユニバーサルデザイン（※）の考え方を取り入れ、高齢者や障害者等の当事者の参加等も含めて構築してきた。ここでは、都における福祉のまちづくりの歴史的経緯を踏まえ、福祉のまちづくり推進計画に基づくバリアフリー化等の取組状況について確認する。

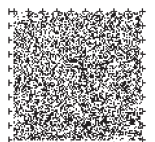
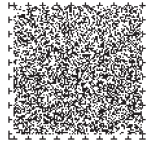
1 都における福祉のまちづくりに関連した取組の経緯

- 都は、昭和 56 年の国際障害者年を契機とする福祉のまちづくりの取組の中で、知事の諮問機関として昭和 59 年に「福祉のまちづくり東京懇談会」を設置した。
- 同懇談会からの提言（昭和 61 年）をもとに、さらに、障害者団体をはじめ多方面からの広範な意見を取り入れ、昭和 63 年に「東京都における福祉のまちづくり整備指針」を策定した。これにより、高齢者や障害者を含む全ての人々が、安全かつ快適に施設を利用できるよう公共建築物や公共交通機関、道路、公園などについての具体的な整備基準を初めて定めた。
- 平成 7 年 3 月には「東京都福祉のまちづくり条例」（以下「福祉のまちづくり条例」という。）を制定し、不特定かつ多数の人が利用する一般都市施設（※）のうち、種類及び規模により定める特定施設（※）の新設又は改修に当たっては、工事着工前の届出を義務付け、整備基準に基づく整備を推進することとした。
- 福祉のまちづくり条例に基づき設置された、都民、事業者、学識経験者等からなる「東京都福祉のまちづくり推進協議会」（以下「推進協議会」という。）は、平成 15 年 8 月の意見具申『『21 世紀の福祉のまちづくりビジョン』のあり方について』の中で、年齢や障害の有無・種別にかかわらず、すべての人が利用しやすい都市環境の創造に向けて、ユニバーサルデザインの考え方を基本とした福祉のまちづくりを推進することの重要性を提言した。
- 平成 21 年 4 月、ユニバーサルデザインの考え方を理念とした、新たな福祉のまちづくり条例が施行された。この条例改正により、都市施設（※）のうち、物販・飲食・サービス業など都民が日常生活の中でよく利用する特定都市施設（※）においては、届出が義務付けられる対象が広がり、都民の身近なところでより一層整備が促進されることとなった。

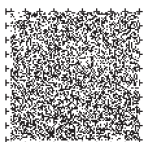


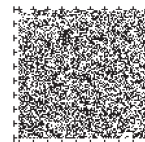
- 東京 2020 大会の開催決定後、様々なオリンピック・パラリンピック関連施策が導入され、都市・施設環境のバリアフリー化の進展、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）の施行やバリアフリー法の改正等が行われた。これらの動向を踏まえ、平成 30 年 10 月、福祉のまちづくり条例施行規則の改正を行い、車椅子使用者用観覧席・客席等からのサイトライン（※）の配慮を整備基準に追加した。
- また、「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」（以下「建築物バリアフリー条例」という。）において、国内で初めて、宿泊施設の一般客室の整備基準を制定したことに伴い、平成 31 年 3 月、福祉のまちづくり条例においても、宿泊施設の一般客室の整備基準を追加する施行規則の改正を行った。
- 令和 3 年 10 月、福祉のまちづくり条例施行規則の改正を行い、建築物、公園、公共交通施設のトイレの出入口の表示について、これまでの「誰でも利用できる旨（だれでもトイレ）を表示」を改め、今後は「車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示」とすることとした。

また、令和 4 年 3 月に、多様なニーズを持つ高齢者、障害者、子供を含めた全ての人々がストレスなく利用できるトイレ環境を実現するため、各施設におけるトイレの設計・整備や管理の担当者向けに、「多様な利用者のニーズに配慮したユニバーサルデザインのトイレづくりハンドブック（以下、「トイレづくりハンドブック」という。）」を作成した。この中では、トイレ利用の困りごとを解消する事例を紹介し、様々な施設での自発的な取組を促している。
- 障害者の差別解消の取組を一層進め、共生社会を実現するため、「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」（以下「東京都障害者差別解消条例」という。）を制定し、平成 30 年 10 月に施行した。
- 手話を必要とする者の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活することができる共生社会を実現するため、令和 4 年 9 月に、「東京都手話言語条例」を施行した。施行に当たり、手話の普及のための啓発リーフレット・ポスターを作成するなど、条例や手話に対する理解促進に取り組んできた。
- 令和元年 6 月に「東京 2020 パラリンピックの成功とバリアフリー推進に向けた懇談会」を設置し、懇談会メンバーは「パラ応援大使」として、パラリンピックの気運醸成とバリアフリーの推進に向け活動を行った。令和 3 年 12 月からは、東京 2020 パラリンピック競技大会を契機に関心が高まった「パラスポーツ」と「バリアフリー」をさらに推進させていくために、「パラスポーツの振興とバリアフリー推進に向けた懇談会」の名称で再スタートした。



- 平成 28 年度から令和 3 年度まで「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針に基づき、都内全公立学校においてオリンピック・パラリンピック教育を推進してきた。都内全公立学校では、子供たち一人一人の心と体にかけてのレガシーを残すことを目指して、ボランティアマインド、障害者理解、豊かな国際感覚など、5 つの資質を重点的に育成するため、6 年間にわたり、体験活動を重視し、家庭や地域を巻き込んだ取組を行ってきた。
- 平成 28 年 3 月に「東京都道路バリアフリー推進計画」を策定し、都道のバリアフリー化を推進している。令和 4 年 5 月、一部の既設道路橋の歩道に階段等があり、車椅子使用者や高齢者等の利用が困難な状況となっていることを踏まえ、エレベーターの設置などについて「優先的に整備を検討する橋梁」6 橋を選定した「都道における既設道路橋のバリアフリー化に関する整備方針」を策定した。
- 令和 4 年度より、障害の有無にかかわらずウォーキングが気軽に楽しめる「TOKYO ユニバーサルウォーキング普及事業」を実施している。ウォーキングコースは、障害者と一緒に歩行して意見を聞きながら「車椅子が通れる道幅が確保されている」、「車椅子使用者対応トイレがある」ことなどによりバリアフリーが整った 5 つを選定した。
- 令和 3 年 3 月に策定した「『未来の東京』戦略（※）」ではユニバーサルデザインのまちづくりの推進を掲げており、その後の政策のバージョンアップにおいても、物理的、制度的、心理的な数々のバリアを取り除き、「段差のない社会」を創出するため、ハード・ソフトのバリアフリーの取組を更に強化していくこととしている。





2 福祉のまちづくり推進計画に基づくまちづくりの推進

- 現行の福祉のまちづくり推進計画は、年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、全ての人が安全で安心して、かつ、快適に暮らし、訪れることができるユニバーサルデザインの理念に基づいたまちづくりを進めるため、福祉のまちづくり条例第7条に基づいて、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画として策定している。
- 東京 2020 大会以降も見据えて、計画事業を着実に推進していくため、計画期間は令和元年度から令和 5 年度までの5年間としている。
- 計画では、東京 2020 大会とその先を見据えたユニバーサルデザインの先進都市東京の実現に向け、「誰もが、自分の意思で円滑に移動し、必要な情報を入手しながら、あらゆる場所で活動に参加し、共に楽しむことができる社会」を目標としている。
- また、推進に当たり留意すべき3つのポイントとして、「福祉のまちづくりで目指す社会像の共有」、「高齢者や障害者等の当事者の参加と意見の反映」、「都民、事業者、行政等が一体となった取組の推進」を掲げ、これらを踏まえた、一層の施策の充実を図っている。

3 分野別施策の進捗状況

- 福祉のまちづくり推進計画では、5つの視点に立って、区市町村や事業者、都民とも連携しながら、総合的かつ計画的に施策を進めている。
- 以下、分野別のバリアフリー化等の進捗状況について確認する。

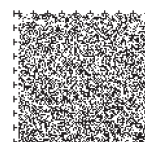
(1) 誰もが円滑に移動できる交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進

(施策の概要)

全ての人が安全で快適に移動できるよう、地域住民と連携しながら、旅客施設等を中心とした地区等における面的・一体的な整備を推進するなど、交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進を図っている。

ア 交通機関におけるバリアフリー化の推進

- ・ 都内鉄道駅（ＪＲ・私鉄・メトロ・都営地下鉄）のバリアフリー化の進捗状況
都内の鉄道駅では、「鉄道駅エレベーター等整備事業」等により、エレベーター等による１ルート（※）の確保、車椅子利用者対応トイレ（※）、視覚障害者誘導用ブロック（※）等の整備が進み、ほぼ全駅で完了



都営地下鉄では、ホームドアについて、都営浅草線の一部の駅を除く 85.3% の駅で整備が完了

<都内鉄道駅のバリアフリー化の進捗状況> (累計)

	令和3年度末の状況		
	全駅数	整備済駅数	整備率 (%)
「エレベーター等による段差解消」の整備状況	758	743	98.0%
「車椅子利用者対応トイレ」の整備状況(路面電車の駅を除く)	718	697	97.1%
「視覚障害者誘導用ブロック」の整備状況	758	757	99.9%
「ホームドア」の整備状況	758	374	49.3%

- ・利用者本位のターミナル駅の実現に向けた案内サイン等の改善
初めて利用する人でも分かりやすく、利用しやすいターミナル駅の実現に向けて、複数の事業者の垣根を超えた、案内サインの連続性確保や表示内容の統一、乗換えルートของ バリアフリー化等を推進

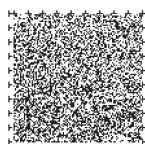
<実施駅>

新宿駅、渋谷駅、池袋駅、東京駅、品川駅、浜松町駅、日暮里駅、立川駅、八王子駅

- ・都内のノンステップバス車両の普及状況
都内を走行する路線バス車両では、「だれにも乗り降りしやすいバス整備事業」により、ノンステップ化が 95.8% 完了
都営バスは、平成 24 年度に全車両ノンステップ化を完了

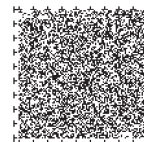
<都内のノンステップバス車両の普及状況> (累計)

	令和3年度末の状況		
	全車両数	整備済車両数	整備率 (%)
民営バス	4,308 両	4,062 両	94.3%
都営バス	1,494 両	1,494 両	100.0%
合計	5,802 両	5,556 両	95.8%



・ユニバーサルデザインタクシー車両の導入支援状況

環境性能が高く、車椅子のまま乗降できるユニバーサルデザインタクシー車両の導入支援を、これまで都内のタクシー約4万台のうち約1万4千台へ実施



<補助実績>

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
UDタクシー	77台	3,276台	5,688台	3,800台	1,043台

【取組の成果】

- 都内の鉄道駅での1ルート確保は、ほぼ全駅で達成された。更に、複数の出入口や乗換経路におけるバリアフリールートの確保について、都が令和元年9月に取りまとめた「鉄道駅バリアフリーに関する優先整備の考え方」（以下「優先整備の考え方」という。）に基づき整備が進められており、今後も引き続き促進していく必要がある。
- ホームドアについては、都は「優先整備の考え方」において、利用者が10万人以上/日のターミナル駅に加えて、10万人未満/日の駅についても優先的に取り組むべき駅の考え方を示し、整備が進められてきている。引き続き、「優先整備の考え方」に基づき、整備を促進していく必要がある。
- 地域の身近な移動手段であるバス車両のノンステップ化やユニバーサルデザインタクシーの導入が進んでおり、今後も引き続き促進していく必要がある。

イ 道路におけるバリアフリー化の進捗状況

・都道のバリアフリー化の進捗状況

平成28年3月に「東京都道路バリアフリー推進計画」を策定し、令和3年度末時点で同計画に基づく都道の対象延長180kmのうち、累計142kmを整備、整備率は79%

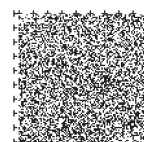
<整備実績>

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
都道	21 km	30 km	39 km	16 km	7 km

・歩行者感应式・視覚障害者用の信号機（※）、エスコートゾーン（※）の整備状況

（整備箇所数・年度末時点・累計）

	平成29年度末時点 の整備箇所数	平成30年度末時点 の整備箇所数	令和元年度末時点 の整備箇所数	令和2年度末時点 の整備箇所数	令和3年度末時点 の整備箇所数
歩行者感应式信号機	679 箇所	669 箇所	672 箇所	673 箇所	677 箇所
視覚障害者用信号機	2,419 箇所	2,467 箇所	2,757 箇所	2,863 箇所	2,932 箇所
エスコートゾーン	615 箇所	653 箇所	693 箇所	716 箇所	746 箇所



【取組の成果】

- 歩道の段差解消・勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロック、歩行者感应式・視覚障害者用の信号機、エスコートゾーンの設置などについて、計画的に推進することにより、横断歩道上における歩行者や視覚障害者の安全性を向上させており、今後も継続していく必要がある。

ウ 面的なバリアフリー整備

・東京都施行市街地再開発事業の実施状況

東京都施行	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
市街地再開発事業	1 地区	2 地区	2 地区	2 地区	2 地区

・東京都施行土地区画整理事業の実施状況

東京都施行	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
土地区画整理事業	4 地区	4 地区	4 地区	1 地区	1 地区

・バリアフリー基本構想・マスタープランの策定状況

令和 3 年度末時点で、都内 21 区 10 市で移動等円滑化基本構想（※）（以下「バリアフリー基本構想」という。）を、3 区 2 市で移動等円滑化促進方針（※）（以下、「マスタープラン」という。）を策定し、地域住民とも連携しながら面的なバリアフリー整備を実施

<バリアフリー基本構想策定に係る補助実績>

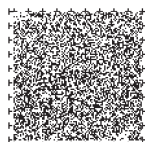
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
補助実績	3 区	2 区	0 区	1 区 1 市	2 区 2 市

<マスタープラン策定に係る補助実績>

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
補助実績	—	—	—	1 区	3 区 1 市

【取組の成果】

- 事業の進捗に伴って移動等円滑化促進地区（※）や重点整備地区（※）は増加しており、地区内においては、面的なバリアフリー整備に取り組んでおり、今後も更に促進を図っていく必要がある。



- 移動等円滑化促進地区や重点整備地区等のある区市町村では、面的整備のノウハウが蓄積されるとともに、ユニバーサルデザインの理念の普及啓発にも取り組んでいる。

(2) 全ての人が快適に利用できる施設や環境の整備

(施策の概要)

全ての人が安全で安心して暮らし、訪れることができるよう、建築物のバリアフリー化をより一層進めるとともに、高齢者や障害者等の当事者参加の取組により、利用者の視点に立って快適に利用できる施設や環境の整備を進めていく。

ア 建築物等におけるバリアフリー化の推進

・福祉のまちづくり条例の運用状況

<福祉のまちづくり条例に基づく特定整備主による工事着手前の届出件数（実績）>

	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
届出件数	1,217 件	1,216 件	1,234 件	990 件	916 件

・バリアフリー法の運用状況

<バリアフリー法の新規認定件数（実績）>

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
新規認定件数	18 件	13 件	18 件	15 件	15 件

・ユニバーサルデザインのまちづくり緊急推進事業の実施状況

<補助実績>

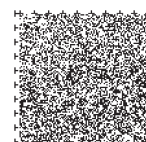
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
住民参加	7 件	9 件	5 件	4 件	2 件
トイレの洋式化	368 基	998 基	1,314 基	514 基	490 基

・宿泊施設のバリアフリー化事業の実施状況

<補助実績>

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
補助実績	5 件	14 件	41 件	54 件	42 件

*令和 3 年度は交付決定ベース、令和 2 年度までは額確定ベース（いずれも令和 4 年 10 月末時点）



・赤ちゃん・ふらっと事業

令和3年度末時点で、「授乳やおむつ替え等のスペース」を設置：1,578 か所

<整備実績>

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
整備実績	55 か所	53 か所	37 か所	16 か所	59 か所

【取組の成果】

- バリアフリー法や建築物バリアフリー条例、福祉のまちづくり条例に基づき、毎年度、着実に建築物のバリアフリー化が進んでいる。区市町村の施設において、高齢者や障害者を含む住民参加による点検を踏まえた整備が進み、今後も当事者参加の施設整備を促進していく必要がある。

イ 公園等におけるバリアフリー化の推進

・都立公園の整備状況

<福祉のまちづくり条例に沿って整備した新規開園面積>

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
新規開園面積	2.9ha	6.2ha	4.1ha	3.9ha	7.5ha

【取組の成果】

- 全ての利用者が安心して、快適に利用できる都立公園の整備が着実に進んでおり、今後も計画的に推進していく必要がある。

ウ 公共住宅の整備・民間住宅の整備促進

・都営住宅のバリアフリー化の進捗状況

<建替実績>

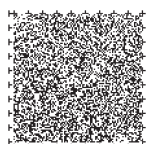
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
建替実績	997 戸	2,494 戸	3,289 戸	2,006 戸	2,530 戸

<既設都営住宅の住宅設備改善等実績>

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
高齢者向け改善（＊）	3,797 戸	3,595 戸	3,389 戸	2,858 戸	3,070 戸
障害者向け改善（＊）	377 戸	282 戸	266 戸	206 戸	230 戸
エレベーター設置	34 基	34 基	31 基	31 基	31 基

*高齢者向け改善・・・高齢者からの要望を受け、玄関、便所、浴室などへの手すり設置、浴室出入口戸を中折れ戸に取替え、玄関内外部にインターホン設置、玄関ノブをレバーハンドルに取替えを行うなどの改善のこと

*障害者向け改善・・・障害者からの要望を受け、玄関、便所、浴室などへの手すり設置、台所に火災・ガス漏れ警報及び遮断装置付メーターの設置、玄関内外部にインターホン設置を行うなどの改善のこと



・区市町村公営住宅のバリアフリー化の進捗状況

<補助実績>

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
補助実績	36 戸	433 戸	62 戸	86 戸	20 戸

*戸数：整備（竣工）における都の補助件数

・民間住宅のバリアフリー化の進捗状況

<サービス付き高齢者向け住宅等の供給実績>

	平成 29 年度末	平成 30 年度末	令和元年度末	令和 2 年度	令和 3 年度
供給実績	19,714 戸	20,751 戸	21,764 戸	22,819 戸	23,858 戸

【取組の成果】

- 公共住宅や民間住宅において、ハード面のバリアフリー化のほか、福祉サービスと連携した住宅供給を促進している。このほか、高齢者や障害者の居住する住宅の改修を支援するなど、高齢者や障害者が安全で安心して暮らせる住環境の整備が進んでいる。

(3) 災害時・緊急時に備えた安全・安心のまちづくりの推進

(施策の概要)

災害時・緊急時に高齢者や障害者等の要配慮者（※）の安全を確保するため、事前の備えや発災後の応急対策、避難所におけるバリアフリー化等の取組を推進していく。

また、日常生活の中で発生する事故の防止や、安全教育等の理解を促進するための取組など、安全対策を推進していく。

・帰宅困難者対策における要配慮者への支援

(令和 3 年度末時点の実績)

一時滞在施設戦略アドバイザーの派遣 21 回

一斉帰宅抑制普及啓発動画の配信 約 28,000 回再生（累計）

・ヘルプカード（※）作成促進事業

(令和 3 年度末時点の実績)

作成、配布：52 区市町村（累計）



- ・社会福祉施設等の耐震化の促進

自力での避難が難しい方の利用が多い施設であり、一部は、福祉避難所として地震発生時に被災者の受入れ機能を果たすことから、民間社会福祉施設等への補助を実施
(令和元年度末時点の実績)

社会福祉施設等の耐震化率 93.1%

【取組の成果】

- 災害時における要配慮者対応の普及啓発やヘルプカードの作成で区市町村を支援するなど、災害時及び緊急時に備えた取組を進めている。

(4) 様々な障害特性や外国人等に配慮した情報バリアフリーの推進

(施策の概要)

誰もが必要な情報を適切な時期に容易に入手できるよう、情報の入手が困難な人にとっても分かりやすい様々な手段による情報提供を推進していく。

- ・点字による即時情報ネットワーク事業

(令和3年度の実績)

点字版 実施回数 240 回 延配布者数 24,000 人

- ・点字録音刊行物作成配布事業

(令和3年度の実績)

都刊行物：年間 12 種類 1 種類につき、点字：723 部

録音物：1,130 部

- ・手話のできる都民育成事業

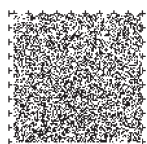
<修了者数>

(累計)

	平成 29 年度末	平成 30 年度末	令和元年度末	令和 2 度末	令和 3 年度末
修了者数	8,902 名	9,304 名	9,714 名	9,714 名	9,906 名

- ・東京ひとり歩きサイン計画

* 外国人旅行者や障害者、高齢者が安心して東京の観光を楽しめるように、ピクトグラム（絵文字）や多言語で表記した観光案内標識を維持更新するとともに、平成 26 年度改訂の「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針」に基づき、各区市町村に対して、案内サインの統一化を周知・推進していく。



<整備実績>

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
整備実績	106 基	71 基	133 基	106 基	— 基

* 令和 2 年度末時点で 554 基を整備（新規設置は令和 2 年度で終了）

【取組の成果】

- 障害者の福祉の向上や社会参加の促進に向けた取組について、様々な手段により情報バリアフリーを推進しており、今後も継続していく必要がある。

(5) 都民等の理解促進と実践に向けた心のバリアフリーの推進

(施策の概要)

誰もが円滑に移動し、様々な活動を楽しめるまちづくりを進めるため、全ての人が平等に参加できる社会や環境について考え、必要な行動を続ける心のバリアフリーを推進していく。

・普及啓発の充実

「区市町村・事業者のための『心のバリアフリー』及び『情報バリアフリー』ガイドライン」の作成（平成 27 年度）

「心のバリアフリー・情報バリアフリー研究シンポジウム」の開催（平成 28 年度・平成 29 年度）

「心のバリアフリー普及啓発ポスターコンクール」の実施（平成 28 年度～）*

「心のバリアフリーに関する事例収集及び意識調査」の実施及び高校生向けリーフレットの作成・配布（平成 28 年度）

1 都 3 県共同での障害者等用駐車区画（※）の普及啓発活動（平成 28 年度～）

「『心のバリアフリー』の実践に向けたハンドブック」の作成（平成 29 年度）

・東京都「心のバリアフリー」サポート企業連携事業の実施（平成 30 年度～）*

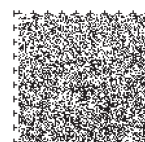
* 心のバリアフリー普及啓発ポスターコンクール及び東京都「心のバリアフリー」サポート企業連携事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、令和 2 年度の実施を見送った。

・ヘルプマーク（※）の推進

<配布個数>

(累計)

	平成 29 年度末	平成 30 年度末	令和元年度末	令和 2 年度	令和 3 年度
配布個数	約 219,000 個	約 300,000 個	約 370,000 個	約 415,000 個	約 465,000 個



・身体障害者補助犬給付事業

<給付実績（盲導犬・介助犬・聴導犬）>

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
給付実績	12 頭	8 頭	5 頭	11 頭	11 頭

・「駅前放置自転車」対策の進捗状況

<放置自転車等の台数の推移>

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
台数	31,326 台	27,332 台	25,008 台	21,035 台	19,430 台

*原動機付自転車及び自動二輪車を含む。

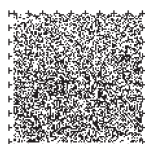
・福祉教育の充実

（令和 3 年度の実績）

小中学校 1,887 校、都立高校 191 校で福祉教育を実施 *全校において実施

【取組の成果】

- 心のバリアフリーに向けた様々な普及啓発に取り組むとともに、障害者の社会参加を促す取組等を進めることで都民の理解促進を図り、心のバリアフリーを推進しており、今後も継続していく必要がある。



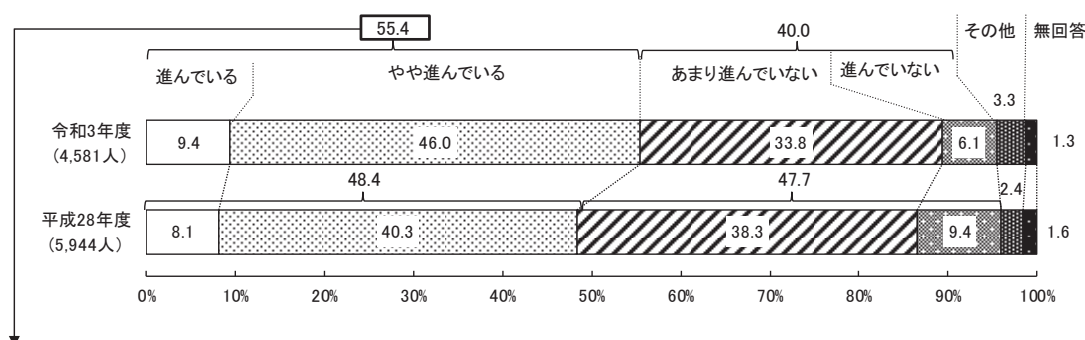
4 福祉のまちづくりに関する都民の意識調査結果

都では、福祉・保健・医療施策の推進の基礎資料とするため、毎年「東京都福祉保健基礎調査」を実施しており、令和3年度は「都民の生活実態と意識」について調査を行った。

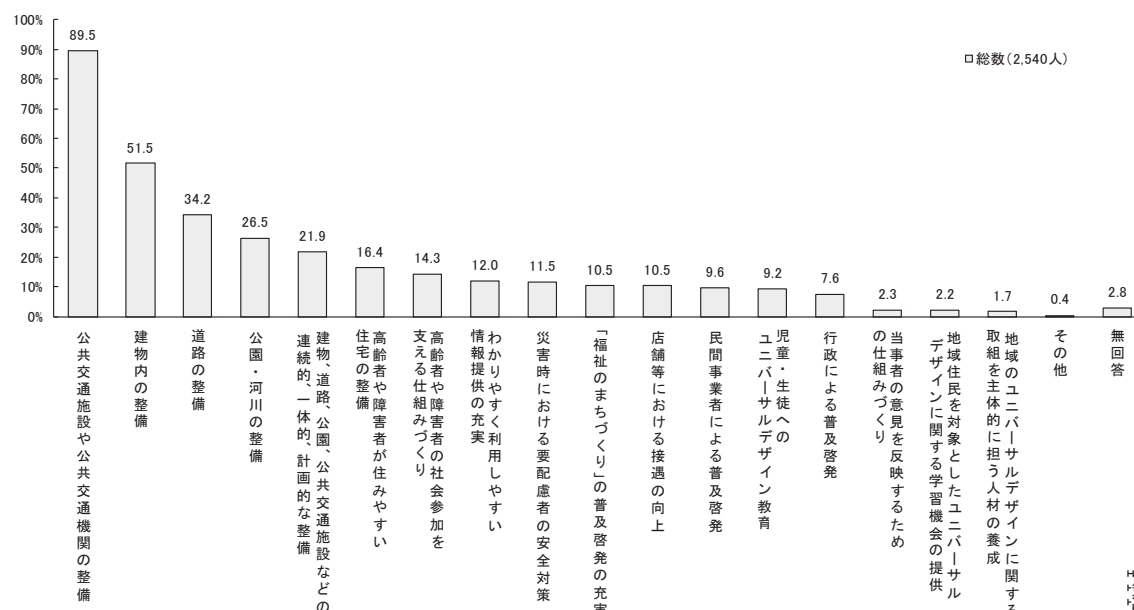
調査の結果は次のとおりである。前回調査を行った平成28年度から福祉のまちづくりが都民の意識としてどう進展したか等も踏まえ、今後の施策展開を図っていく必要がある。

- 東京のまちにおける施設や設備のバリアフリー化の状況とバリアフリー化が進んだ点
 - ・平成28年度調査よりも「進んでいる」と「やや進んでいる」を合わせた割合は7.0ポイント増加
 - ・また、バリアフリー化が「進んでいる」又は「やや進んでいる」と回答した人に、バリアフリー化が進んだ点を聞いたところ、「公共交通施設や公共交通機関の整備」の割合が最も高く、次いで「建物内の整備（出入口等の幅の確保、スロープの設置）」となっている。

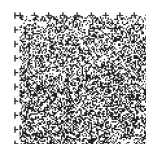
図Ⅱ-1-1 東京のまちにおける施設や設備のバリアフリー化の状況



図Ⅱ-1-2 バリアフリー化が進んだ点（複数回答）

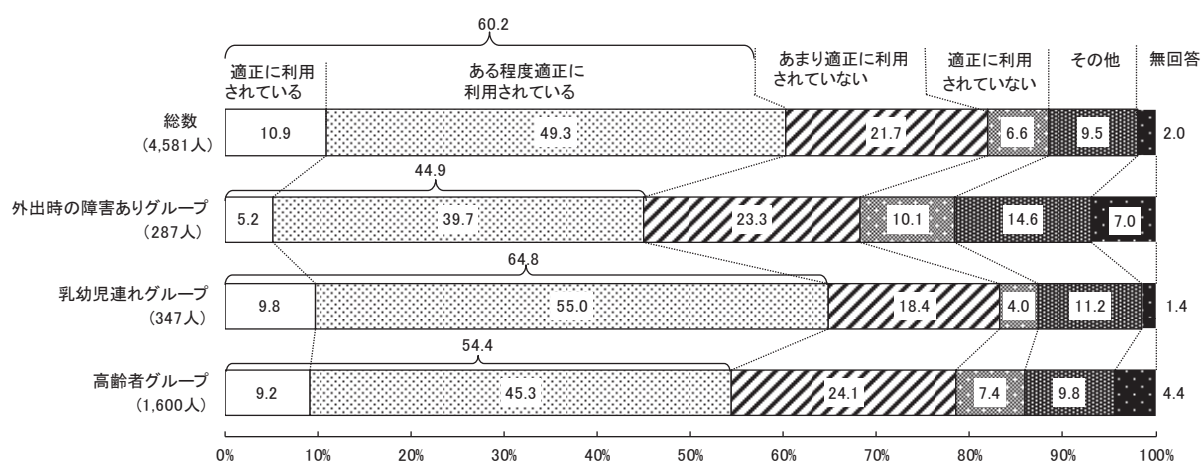


(注1) 図Ⅱ-1-2 バリアフリー化が進んだ点について平成28年度調査では、質問を設けていなかった。



- 車椅子使用者等の駐車スペースの利用状況等の印象－外出時グループ別
 - ・現在の東京のまちにおける、車椅子使用者等の駐車スペースの利用状況等について、どのような印象を持っているか聞いたところ、「適正に利用されている」と「ある程度適正に利用されている」を合わせた割合は60.2%となっている。
 - ・外出時グループ別にみると、外出時の障害ありグループでは、「適正に利用されている」と「ある程度適正に利用されている」を合わせた割合が44.9%で、総数(60.2%)に比べて15.3ポイント低くなっている。

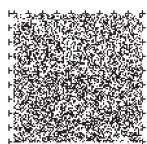
図Ⅱ-1-3 車椅子使用者等の駐車スペースの利用状況等の印象－外出時グループ別



「外出時の状況等」と「年齢」から、「外出時グループ」として、以下のとおり3つに区分した。

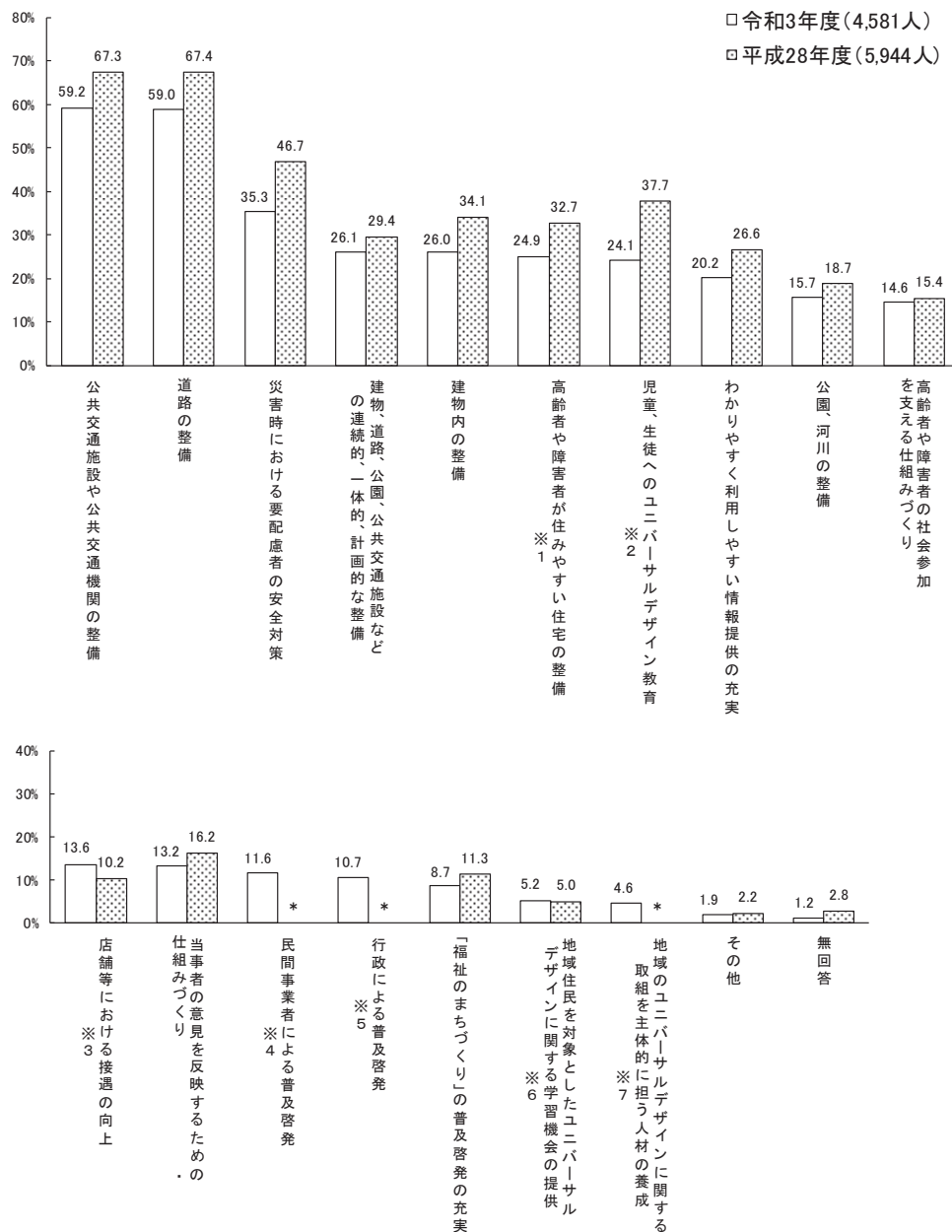
外出時の障害ありグループ	「何らかの障害があるために、外出の際、福祉機器や介助者が必要である」と答えた者 (287 人)
乳幼児連れグループ	「乳幼児を連れて外出することがある」と答えた者 (347 人)
高齢者グループ	年齢が 65 歳以上の者 (1,600 人)

- 福祉のまちづくりで特に重点的に取り組む必要があるもの〔複数回答〕
 - ・今後「ユニバーサルデザインの理念に基づいた福祉のまちづくり」を進めていくにあたり、東京都が特に重点をおいて取り組む必要があるものを聞いたところ、「公共交通施設や公共交通機関の整備」の割合が59.2%、「道路の整備」が59.0%となっている。



図Ⅱ -1-4 福祉のまちづくりで特に重点的に取り組む必要があるもの〔複数回答〕

ー平成 28 年度調査との比較



(注1) ※1は、平成 28 年度調査では「高齢者や障害者にも住みやすい住宅の整備」としていた。

(注2) ※2は、平成 28 年度調査では「学校におけるユニバーサルデザイン教育等の推進」としていた。

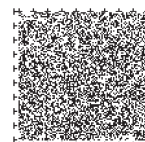
(注3) ※3は、平成 28 年度調査では「民間事業者による従業員を対象とした接客対応向上等のための研修の実施」としていた。

(注4) ※4、5、7は、平成 28 年度調査では選択肢を設けていなかった。

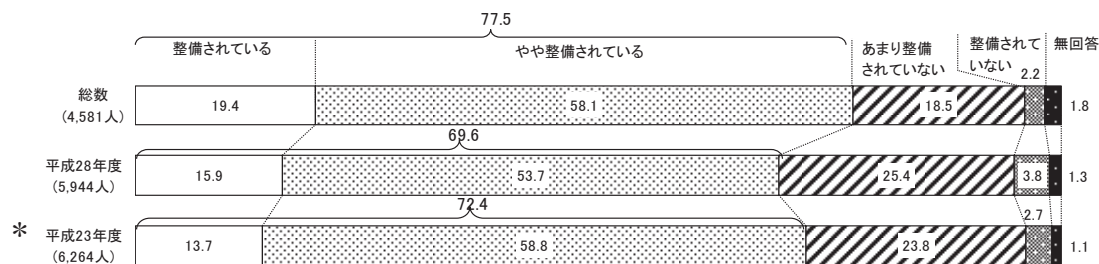
(注5) ※6は、平成 28 年度調査では「地域住民を対象にしたユニバーサルデザインに関するセミナー・ワークショップの推進」としていた。

○ まちの中の案内標示などの整備状況に関する意識ー過去調査との比較

- ・外出したいときに、行きたい建物や施設への案内標示や駅などの乗り換えの誘導標示など、まちの中の標示や説明がわかりやすく整備されているかを聞いたところ、「整備されている」と「やや整備されている」を合わせた割合は 77.5% で、平成 28 年度調査と比べて 7.9 ポイント増加している。



図Ⅱ -5-1 まちの中の案内標示などの整備状況に関する意識－過去調査との比較



○ まちの中の案内標示などを整備する上で、特に力を入れてもらいたいもの

〔複数回答〕

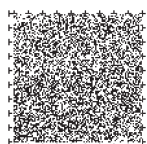
- ・ まちの中の案内標示などを整備する上で、特に力を入れてもらいたいものを年齢階級別にみると、20代では、「スマートフォンのアプリなどを活用した詳細情報を提供する」の割合が43.1%で最も高く、すべての年齢階級の中で最も高くなっている。

表Ⅱ -5-1 まちの中の案内標示などを整備する上で、特に力を入れてもらいたいもの〔複数回答〕
－性別、年齢階級別

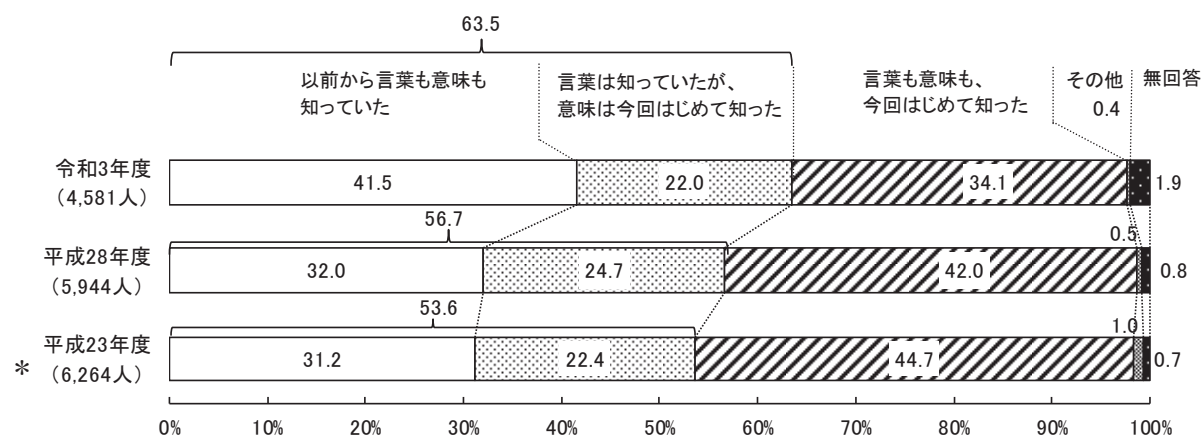
	総数	絵で標示する	大きい文字で標示する	カラーユニバーサルデザインに配慮する	必要な情報が伝わりやすいように整理する	複数の言語で表記する	活用したスマートフォンのアプリなどを活用した詳細情報を提供する	わかりやすい場所に設置する	数を増やす	常に新しい案に更新するなど、内容を新しい案に更新する	その他	無回答
総数 (4,581)	100.0	35.3	53.5	27.4	36.1	16.0	27.8	59.1	27.7	27.5	2.7	2.0
性別												
男	100.0 (2,163)	35.2	48.9	26.3	33.3	15.4	31.4	57.0	29.4	25.8	3.0	1.8
女	100.0 (2,412)	35.4	57.8	28.4	38.6	16.5	24.6	61.2	26.3	29.1	2.4	2.2
年齢階級別												
20～29歳	100.0 (411)	37.5	37.0	25.8	30.4	17.0	43.1	41.6	28.5	27.3	1.2	1.5
30～39歳	100.0 (519)	40.7	41.2	31.2	34.1	17.7	40.8	54.3	22.5	28.7	3.3	1.2
40～49歳	100.0 (776)	34.8	43.4	29.3	37.0	15.9	35.3	53.5	23.5	27.3	4.4	1.3
50～59歳	100.0 (914)	33.3	55.1	33.5	37.7	17.0	30.9	59.7	24.9	28.0	2.0	1.2
60～69歳	100.0 (726)	37.1	59.1	27.4	37.7	17.1	25.5	66.4	30.6	29.5	3.0	1.9
70～79歳	100.0 (834)	32.6	66.3	22.2	37.2	14.5	13.4	68.1	33.9	26.9	1.8	2.8
80歳以上	100.0 (401)	33.9	65.8	17.5	34.2	11.5	8.2	60.8	30.4	22.9	3.5	5.5
(再掲) 65歳以上	100.0 (1,600)	33.6	65.0	21.8	36.4	14.3	14.8	66.5	32.7	26.0	2.6	3.4

○ ユニバーサルデザインの認知度－過去調査との比較

- ・ 「ユニバーサルデザイン」という言葉や意味を知っているかどうか聞いたところ、「以前から言葉も意味も知っていた」と「言葉は知っていたが意味は今回初めて知った」を合わせた割合は、63.5%で、平成28年度と比べて6.8ポイント増加している。



図Ⅱ-6-1 ユニバーサルデザインの認知度－過去調査との比較



(注) ユニバーサルデザインについて、調査票では下記のとおり言葉の意味を案内している。

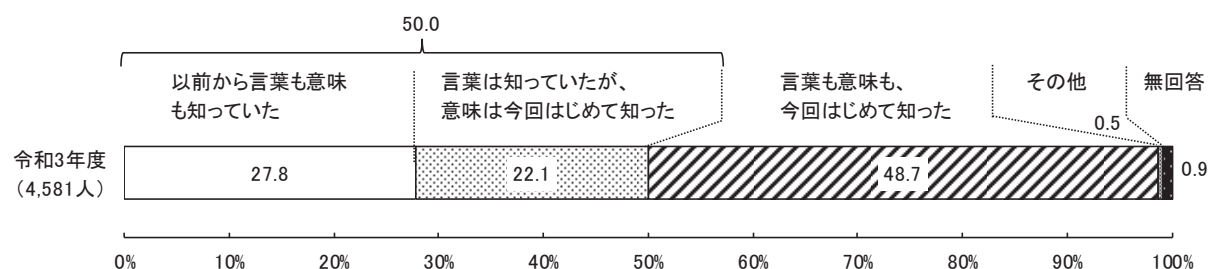
ユニバーサルデザインとは…

年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように都市や生活環境をデザインすることです。その対象はハード（都市施設や製品など）からソフト（教育や情報、サービスなど）に至るまで多岐にわたっています。

○ 心のバリアフリーの認知度

- ・「心のバリアフリー」という言葉や意味を知っているか聞いたところ、「以前から言葉も意味も知っていた」と「言葉は知っていたが意味は今回初めて知った」を合わせた割合は、50.0%となっている。
- ・一方、「言葉も意味も、今回はじめて知った」の割合は、48.7%となっている。

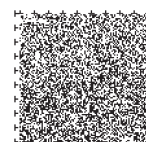
図Ⅱ-7-4 心のバリアフリーの認知度



(注) 心のバリアフリーについて、調査票では下記のとおり言葉の意味を案内している。

心のバリアフリーとは…

誰もが円滑に移動し、様々な活動を楽しめるまちづくりを進めるため、全ての人が平等に参加できる社会や環境について考え、必要な行動を続けることです。



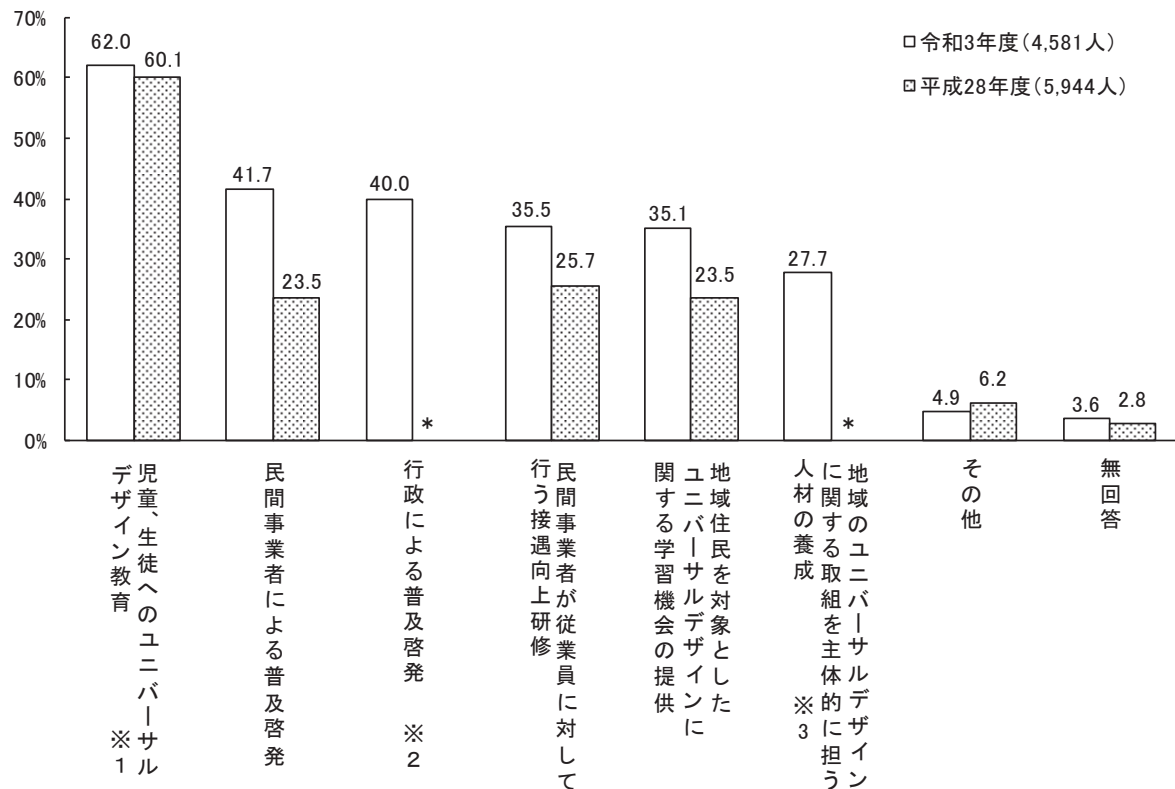
○ 心のバリアフリーの推進のために効果的だと思う取組〔複数回答〕

ー平成 28 年度調査との比較

- ・心のバリアフリーの実現のため、効果的だと思う取組について聞いたところ、「児童、生徒へのユニバーサルデザイン教育」の割合が 62.0% で最も高く、次いで「民間事業者による普及啓発」が 41.7% となっている。

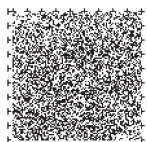
図Ⅱ -7-5 心のバリアフリーの推進のために効果的だと思う取組〔複数回答〕

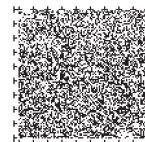
ー平成 28 年度調査との比較



(注1) ※1は、平成 28 年度調査では「学校でのユニバーサルデザイン教育」としていた。

(注2) ※2、3は、平成 28 年度調査では選択肢を設けていなかった。





第2章 国等の動向

都の福祉のまちづくりに関わる状況は、「障害者の権利に関する条約(※)」(以下「障害者権利条約」という。)等に関連した国の動向や国際情勢とも密接に関係している。

以下、近年の国等の動向を確認する。

1 「障害者権利条約」の批准と国内法の整備

- 平成26年1月、国は、障害者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である障害者権利条約を批准した。

従来の障害のとらえ方は、障害は個人の心身機能が原因であるとする、いわゆる「医学モデル」の考え方を反映したものであったが、障害者権利条約では、障害は主に社会によって作られ、障害者の社会への統合の問題であるという、いわゆる「社会モデル(※)」の考え方が示されている。

- 障害者権利条約の締結に先立ち、国内法令の整備が進められてきた。まず、平成23年8月に障害者基本法が改正され、障害の社会モデルに基づく障害者の概念や、障害者権利条約にいう「合理的配慮(※)」の理念が盛り込まれた。

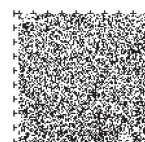
平成25年6月には、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、障害者差別解消法が制定され、平成28年4月に施行された。障害者差別解消法では、共生社会の実現に向け、行政機関等や民間事業者に対し、障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、障害のある人が直面する社会的障壁を除去するため、本人の求めに応じて合理的配慮を行うこととしている。

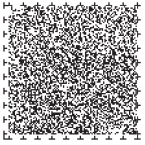
- 令和4年5月には、障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が制定・施行された。「障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにする」、「障害者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする」、「高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を通じて行う」などの理念が盛り込まれた。

- 令和4年9月には、障害者権利条約に関し、国連による初めての審査が行われ、総括所見・改善勧告が公表された。福祉のまちづくりの視点では、災害時の情報保障や仮設住宅のユニバーサルデザイン化、インクルーシブ教育(※)の推進など、数多くの改善勧告が出された。

2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等の改正等

ここでは、特に、令和2年5月以降に改正となった高齢者、障害者等の移動等円滑化の促進に関する法律(以下、「バリアフリー法」という。)等の改





正を確認する。

○ 令和2年5月、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」が公布された。この改正により、公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化や、国民に向けた心のバリアフリーの広報啓発の取組推進、公立小中学校等のバリアフリー基準適合義務の対象拡大が盛り込まれた。

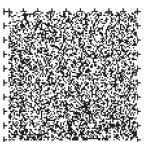
○ これを受け、令和3年3月には、「高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」が改訂された。小規模店舗や重度の障害者、介助者等に配慮したバリアフリー設計等に関する考え方・留意点等を拡充し、小規模店舗におけるソフト面の工夫の充実や多様な利用者の円滑な利用に向けた、便房の設備・機能の分散配置等についての考え方が示された。

○ また、公共交通機関のバリアフリー整備ガイドラインについては、旅客施設編が令和3年3月に改訂され、優先席や鉄道駅におけるプラットホームと車両の間の段差・隙間の縮小について一部内容を追記するとともに、高齢者障害者等用トイレについてとりまとめ内容が反映された。また、旅客施設を使用した役務の提供に関するガイドラインとして役務編が、令和3年3月に新たに策定された。

令和4年7月には、令和2年のバリアフリー法の改正審議の議決時に附帯決議がなされた、「駅の無人化に伴う安全・円滑な駅利用に関するガイドライン」について、障害等の当事者団体・鉄道事業者・国土交通省の三者での意見交換会の議論を踏まえて策定され、障害等の当事者の要望を踏まえた鉄道事業者の環境整備や地域との連携等が盛り込まれた。

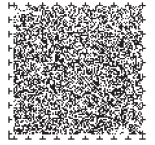
○ 令和3年3月に「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」が改訂され、令和2年の改正バリアフリー法等を踏まえて、「心のバリアフリー」及び「教育啓発特定事業（※）」に関する記載事項、住民提案制度の活用方法の追加などの見直し・拡充が図られた。

○ 令和3年4月に「移動等円滑化の促進に関する基本方針」が一部改正された。前目標では、国、地方公共団体、施設設置管理者等が連携してバリアフリー化に取り組み、一定程度の進捗がみられたが、ハード・ソフト両面でのバリアフリー化をより一層推進していくため、令和3年度から令和7年度までの新たな目標が設定され、聴覚障害及び知的・精神・発達障害に係るバリアフリーの進捗状況、マスタープラン・バリアフリー基本構想の作成による面的なバリアフリーのまちづくり、心のバリアフリー等に関する目標が追加された。



○ 令和4年3月には、建築物移動等円滑化誘導基準（※）が改正された。「劇

場、観覧場、映画館、演芸場、集会場又は公会堂の客席」を建築物特定施設に追加するとともに、「客席」に対する移動等円滑化誘導基準が設定された。また、地方公共団体が、地域の実情等を踏まえて、条例で客席のバリアフリー化を義務付けることが可能となった。



- 都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインは、令和4年3月に改訂された。公園管理者を含めた施設等管理者にバリアフリー情報を適切に提供することや円滑な利用に向けた広報活動等を行うことを努力義務化するとともに、バリアフリー化を行う際の当事者参画の推進、多様な公園利用者によるバリアフリーのニーズへの対応などが明記された。

- 道路の移動等円滑化に関するガイドラインは、令和4年3月に改訂され、道路管理者は、旅客特定車両停留施設（※）を使用した役務の提供方法に関する基準（ソフト基準）の遵守が義務付けられた。また、令和4年6月には、踏切手前部での視覚障害者誘導用ブロックの設置を標準的な整備内容とすること等について改訂された。

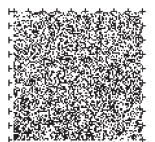
- バリアフリー法改正により特別特定建築物に追加された公立小学校等については、令和2年9月の学校施設におけるバリアフリー化の加速に向けた緊急提言において、学校設置者等は、学校施設のバリアフリー化について整備目標を設定した計画の策定が求められることとなった。

また、障害のある児童生徒等の教育環境を充実させていくことが求められている状況において、既存施設も含めた学校施設のバリアフリー化をより一層推進していく必要性が高まっていることから、文部科学省は令和2年12月に「学校施設バリアフリー化推進指針」を改訂した。

※文部科学省による令和7年度までのバリアフリー化の整備目標

- ・車椅子利用者対応トイレ：避難所に指定されている全ての学校に整備する
- ・スロープ等による段差解消：全ての学校に整備する
- ・エレベーター：要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校に整備する

- さらに、バリアフリー法改正により、心のバリアフリーの推進について、「学校教育との連携」等に関する事項（教育啓発特定事業）が追加されたことを受け、特定事業実施にあたっての基本的な考え方や具体的な事業を行う際のポイントや事例等を示した「教育啓発特定事業の実施に関するガイドライン」が令和4年3月に作成された。



第3章 バリアフリー化の推進に向けた課題と方向性

都のバリアフリー化の推進に向けて、第13期東京都福祉のまちづくり推進協議会において議論を重ねてきた内容を5つの項目に分類した。各項目について現状を踏まえて、更なるバリアフリー化の推進に向けた課題と方向性を示す。

<基本的考え方>

- 東京2020大会を契機とした都市のレガシーとして、年齢、性別、国籍、個人の能力等に関わらず、誰もが外出や活動を楽しむことのできるハード・ソフト一体的な「ユニバーサルデザインのまちづくり」が社会に浸透することを目指す。
- 10年後の東京において、あらゆる整備がハード・ソフト一体的な「ユニバーサルデザインのまちづくり」となるためには、都民、事業者、行政等が真に一体となった取組を更に強化する必要がある。

<5つの項目>

1 東京2020大会を契機として進展した当事者参画の更なる展開

ハード・ソフト両面からより使いやすい環境整備となるよう、当事者参画の取組を進める。

2 共生社会の実現に向けた心のバリアフリーの理解促進

社会や環境にあるバリアに気づき、そのバリアをなくすソフト面の取組（心のバリアフリー）を進める。

3 誰でも利用目的どおりに使えるためのハード整備と連動したソフト対策の充実

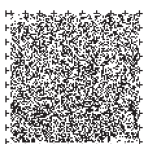
誰もが利用目的どおりに利用できるようハードの設備と一体となったソフト対策（情報バリアフリー・人的サポート、施設・整備の運用）を進める。

4 生活に身近な建築物等におけるバリアフリー化の推進

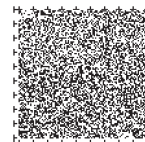
既存の建築物、公共交通施設、道路、公園等におけるハード面のバリアフリー化をさらに進める。

5 防災対策や観光施策等におけるユニバーサルデザインの推進

多様な行政分野の様々な施策においてハード・ソフト両面でユニバーサルデザインの観点から充実を図る。



1 東京 2020 大会を契機として進展した当事者参画の更なる展開



【現状と課題】

- 福祉のまちづくり推進計画の推進に当たり留意すべきポイントとして「当事者参画」を挙げている。
- 東京 2020 大会の競技会場となった都立施設では、「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン（※）（以下「東京版ガイドライン」という）」を踏まえ、アクセシビリティ・ワークショップによって障害等の当事者や学識経験者から意見を聴きながらバリアフリー設備等の環境整備を実施した。
新国立競技場では、車椅子使用者、知的・発達障害者、高齢者、子育てグループ等の 14 団体により構成されるユニバーサルデザインワークショップを開催し、施設整備が実施された。
これらの取組は、大会後もレガシーとして継承していくことが求められる。
- 東京 2020 大会に向けて、区市町村が住民点検を実施してバリアフリー改修をする際に、ユニバーサルデザインのまちづくり緊急推進事業により支援を実施した。大会終了後は、地域福祉推進区市町村包括補助事業でも住民点検を前提としており、今後、取り組みを進めることが求められる。
- バリアフリー基本構想やマスタープランの作成に際して、施設を利用する高齢者・障害者等の意見を反映する措置を講じることが必要とされている。

【解決のポイント】

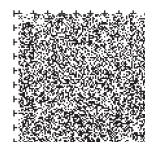
- 利用者の視点に立った整備を進めるため、当事者参画の更なる促進が必要である。更なる促進に当たっては、事業者側、利用者側双方の視点から当事者参画を行うことによるメリットを広く共有することが重要である。

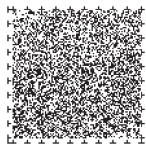
（事業者側*のメリット）

- *事業者側とは、整備等に携わる、行政・事業者・設計者のこと
- ・利用者でなければ気がつかない情報や利用する際の困りごとを知るきっかけとなる。
- ・バリアフリーに関する法律や条例等で定めている基準に基づき設計したとしても、必ずしも利用者にとって使い勝手が良いものになるとは限らないことがあることが理解できる。
- ・調査・設計の段階で当事者の意見を聴くことにより、仕様に反映する、あるいは、整備が困難な場合でもソフト面に対応するなど、コスト・工期の状況も踏まえつつ、実現可能で具体的な対応を明確にすることができる。

（利用者側*のメリット） *利用者側とは、障害等の当事者を含む施設の利用者

- ・施設の新設や改修等に際して、計画の段階から図面等の説明を受けた上で、事業者側に意見を伝える機会が得られる。
- ・事業者側の物理的・技術的・資金的制約等を共有することで、現実的でより良い解決方法を提案するきっかけとなる。





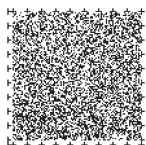
- ・事業者側の見解と相違する場合や、利用者の中で相反する意見が出た場合でも、それぞれの意見を十分に理解し、ともに考え、相互理解を目指すプロセスが重要であるということを認識できる。
- 障害等の当事者による社会貢献の機会として、様々な場面における取組を増やしていくことが重要であるが、その機会はバリアフリー基本構想やマスタープラン等に基づく取組などに限られている状況である。
(当事者参画が検討される取組)
 - ・福祉のまちづくり推進協議会、バリアフリー基本構想やマスタープランの協議会等に当事者が委員として参画する
 - ・区市町村が地域の高齢者や障害者等をまち歩きサポーター、ユニバーサルデザインパートナー等として登録し、公共施設等の点検に参画する
 - ・バリアフリーアドバイザー（※）など研修講師等として参画する
 - ・庁舎等の建設に際して、高齢者や障害者等の地域住民の意見を聞く協議会等を設ける

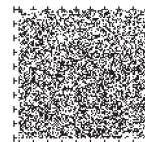
【今後の方向性】

- ◆ 当事者参画の取組を円滑に実施するため、事業者側も利用者側も参加者全員が同じ課題を共有することが重要である。過去の好事例を検証し、取組を行うために必要なポイント（目的・効果・手法など）を次のようにまとめ、情報共有を図ることで当事者参画を促進する。
 - ①目的、効果、手法等のポイント、意見反映の状況等をまとめ、プロセス（スケジュール・コスト等）もわかりやすく記載
 - ②利用者視点による事後検証も含めた、スパイラルアップの仕組みやフローを体系的に提示
 - ③参画により得られた効果やメリット、デメリットについて、事例等を踏まえて紹介
 - ④参画に向けて行政機関の庁内関係部局が連携することの重要性の共有

＜当事者参画によるバリアフリー整備のポイントのイメージ＞

- 【目的】 利用者の多様なニーズを設計や整備に反映し、誰もが使いやすい施設環境を実現
*全ての意見を反映するのは困難であるが、実現可能なことを精査するプロセスを設けることこそが重要であることを共有
- 【効果】 ①視覚障害者誘導用ブロックの敷設ルート、敷設方法など、多様な障害や環境要因に沿った使いやすさを実現できる
②利用者のアクセシビリティ（※）に加えてユーザビリティ（※）の観点から整備の水準が向上し、追加の整備や人的サポート等の機会を最小限に抑えられる
③既存施設の改修等で、法令等に沿った全ての整備が困難な場合に、当事者等のニーズに基づき優先的な整備内容の検討が可能となり、他の工夫もできる





【手法】 次の手法について、施設用途や規模等に応じて、できる限り、組み合わせて実施

＜設計段階（整備前）＞

①現地確認・事前点検

事業者側の計画だけではなく、実際に障害者、高齢者、乳幼児連れ、外国人等の多様な利用者が日常的に利用する際の具体的な視点が加わる

②事業説明・意見交換会

整備の概要のみならず、図面等を用いて具体的な整備内容を説明した上で意見交換することで、事業者と利用者、あるいは、利用者間の相互理解を図ることができる

③その他意見聴取（アンケートやヒアリング、パブリックコメント、実物模型の活用等）

幅広い意見を収集でき、反映状況を丁寧に説明することで多数の理解が得られる

＜事後点検＞

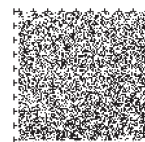
「使いやすいかどうか」の検証を行い、人的サポートや備品等による維持管理面の工夫による改善が図られるとともに、他施設の事前検討にも繋げることができる

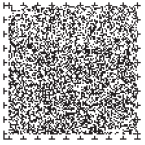
- ◆ 好事例が他の地域や事業者、設計者等へ波及し、ノウハウ等の蓄積が図られることにより、新たな取組が生まれ、当事者参画の機会が増えることが求められる。
- ◆ また、バリアフリー整備だけでなく、行政による様々な福祉のまちづくり施策の意思決定において障害等の有無にかかわらず多様な当事者が関与する機会についても取組を進めていくことが重要である。

2 共生社会の実現に向けた心のバリアフリーの理解促進

【現状と課題】

- 東京 2020 大会に向け、国がまとめた「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画（※）」で、共生社会の実現に向けた取組として、心のバリアフリーを進めることを明記し、様々な取組を進めてきた。
- 都は、心のバリアフリーの実践に向けたハンドブックの周知、「心のバリアフリー」サポート企業連携事業、心のバリアフリー普及啓発ポスターコンクール、ユニバーサルデザイン学習に係る区市町村支援等の施策を進めているが、都民の「心のバリアフリーの認知度」は、50.0%（令和3年度の調査）となっている。
- 2030 年に向けて、心のバリアフリーの意識が浸透した共生社会を目指し、「心のバリアフリーの認知度 75%」を目指した、更なる取組が求められる。
- バリアフリー基本構想やマスタープランの作成に当たり、ハード整備のための道路特定事業、建築物特定事業等に加え、心のバリアフリーに関する取組として「教育啓発特定事業」が位置づけられた。この仕組みを活用したハード・





ソフト一體的な取組を更に進める必要がある。

○ 都内全ての公立学校において、ボランティアマインド、障害者理解、豊かな国際感覚などのオリンピック・パラリンピック教育を展開してきたが、大会後も6年間で培ったネットワークや家庭・地域との連携を生かした体験活動を「学校2020レガシー」として設定し、共生・共助社会の形成を担う子供たちの育成を目指していく。

○ 全ての子供が様々な個性をお互いに認め合って学ぶことが重要であることから、インクルーシブな教育に資する先駆的な取組を行う区市町村を支援し実践的研究を行うとともに、区市町村協議会において、実践的研究の情報を共有し、区市町村が取り組むインクルーシブな教育の促進策を検討している。

【解決のポイント】

- 「心のバリアフリー」をより浸透させるためには、障害があることそのものではなく社会や環境の側にバリアがある「障害の社会モデル」の考え方を正しく理解できるよう取り組む必要がある。そのためには、「知らないからわからない」という意識を払しょくするために、わかりやすく、何度も触れることができるような発信方法等の工夫が必要である。
- 広く都民に「心のバリアフリー」が浸透するためには、都・区市町村による発信だけでなく、企業活動など様々な機会を通じた働きかけが効果的である。
- 「教育啓発特定事業」を活用した心のバリアフリーの理解を計画的かつ継続的に進めるため、障害等の当事者・団体や多様な関係者と連携する、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り学ぶ機会をつくるなど、教育と連携した取組を具体化していくことが必要である。

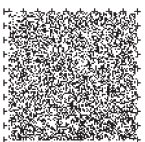
【今後の方向性】

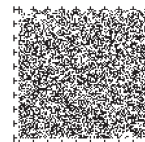
- ◆ 老若男女問わず多くの人々に「心のバリアフリー」を理解してもらうために、当事者等の困りごとをわかりやすく、共有しやすい言葉を用いて、自分ごと化しやすい形で発信することが重要である。
- ◆ 心のバリアフリーが多くの人に理解され、様々な場面で自然に実践されるよう、多様な人々の生活シーンと組み合わせた情報発信とすることが重要である。

具体的には、3STEP（①障害の社会モデルの視点でバリアを理解する、②コミュニケーションをとる、③適切な配慮を行う）を踏むことの重要性を強調しつつ、生活のシーンをイメージできるようにしたり、双方向でのコミュニケーションを意識できるようにしたりするなど、工夫して発信する必要がある。

（都民が心のバリアフリーの必要性に出会う場面の例）

- ・ お店の前の段差で車椅子の人が困っていた
- ・ 満員電車で車椅子の人が迷惑がられていた
- ・ 目の不自由な人が交差点で困っていた





- ・ 耳の不自由な人が緊急停車した電車の中で、止まった理由がわからず困っていた
- ・ ヘルプマークを付けた人が電車の中で立っていた
- ・ 電車でマタニティマークを付けた人が目の前に立った
- ・ エレベーターの前に並んでいたら、自分の後ろにベビーカー利用者が待っていた
- ・ 外国の人が道を尋ねたいようだった

◆ 電車・バスの優先スペース、各施設のエレベーターや障害者等用駐車区画、通路上の視覚障害者誘導用ブロックなどの設備を真に必要な人が使えるよう、様々な理由でその設備を必要としている人がいることを共有し、適正利用についての社会の理解が進むよう普及啓発を行っていく必要がある。

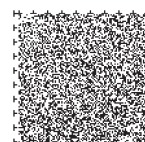
◆ 「心のバリアフリー」サポート企業連携事業を通じて、従業員等へ心のバリアフリーを浸透させることが重要である。このことにより、心のバリアフリーを実践できる人が増えるだけでなく、業界全体への波及や異業種への相乗効果も期待される。

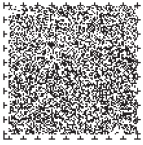
◆ 障害のある人々などとの交流や対話、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を通して、協働することや、他者の役に立ったり社会に貢献したりすることが重要である。

教育との連携に際しては、教育啓発特定事業を行う学校のみならず、全ての学校において、高齢者や障害者等の人権を理解し、ユニバーサルデザインや心のバリアフリーに関する授業が展開されるよう、効果的な方法を検討していく必要がある。

*学校連携教育事業 「教育啓発特定事業の実施に関するガイドライン（国交省）」より
児童等の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業
(例) 学校の場を利用した市町村等によるバリアフリー教室、まち歩き点検

◆ 2024 年のパリパラリンピック競技大会や 2025 年のデフリンピック大会（※）開催の機会を捉えて、パラスポーツの振興を一層図っていくとともに、障害者に対する理解を更に進めていく必要がある。





3 誰でも利用目的どおりに使えるためのハード整備と連動したソフト対策の充実

【現状と課題】

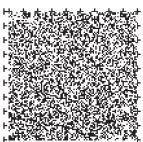
- 情報バリアフリーの施策として、とうきょうユニバーサルデザインナビ（※）の運用、トイレ情報のオープンデータ（※）化、バリアフリーマップ作成に係る区市町村支援等を進めている。今後、バリアフリー情報の自主的な発信が具体的に進むよう、施設管理者等に対して働きかけていくことが求められる。
- 改正バリアフリー法において、区市町村が作成するマスタープランに基づき、公共交通事業者等及び道路管理者などの施設管理者等は、バリアフリー情報の提供が努力義務となった。
- コロナ禍において人と会うことが制限され、オンライン化の普及により、これまで対面での交流や集合形式での会議等への参加が難しかった障害者等の社会参加が進みつつある一方、障害特性や経済的問題等によりオンラインによる会議等への参加が難しい人もいるため、参加者の状況に応じたきめ細かい対応が求められる。
- 障害者差別解消法では、行政機関に加えて、民間事業者についても合理的配慮の提供が義務化される予定である。都では、これに先駆け、東京都障害者差別解消条例で事業者による合理的配慮の提供を義務化し、事業者向けの法令説明会の実施や相談体制の整備を行っている。
- 公共交通機関においては、ハードのバリアフリー化が進んだが、利用者が設備を使えるような必要な人的サポートや接遇向上のための研修の充実など引き続き図っていくことが求められる。

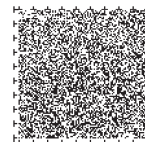
【解決のポイント】

- 利用者の視点に立った一体的な情報発信としての観点では、施設管理者による情報量やわかりやすさの差や、連続的に情報が得られないなどの課題がある。
例えば、バリアフリー基本構想やマスタープランの対象地域では、バリアフリーマップの作成等を通じた情報収集が可能となるが、それ以外の地域においても、効果的に情報を収集し発信することができる手法の検討が求められる。
- ハード面での環境の整備や申し出のあった方法による合理的配慮の提供が難しい場合であっても、代替措置の選択も含めた建設的対話を通じて柔軟に対応することの重要性について、更なる周知が求められる。

【今後の方向性】

- ◆ 情報バリアフリーは、障害者など特定の人のためだけでなく、全ての人の利便性が向上するという理解を求めていくことが重要である。オープンデータなど二次利用しやすい形での発信やその活用の促進を図る必要がある。





- ◆ オンラインによるコミュニケーション機会を設ける際には、ユニバーサルデザインの観点から、音声読み上げ、字幕の投影、手話通訳、わかりやすい日本語の使用など、情報取得が困難な利用者に対する配慮を組み込んでいく必要がある。
- ◆ 誰もが必要な情報をスムーズに入手できる環境をより具現化できるよう、以下のような取組を強化していくことが必要である。
 - ① 施設管理者等による自主的な情報発信やオープンデータ化を促すため、施設種別ごとの「必要な情報提供項目」を整理し、事業者や区市町村等に共有する。
具体的には、次のような情報提供項目が考えられるが、あくまで最小限のものであり、各施設管理者等は、利用者の状況や施設用途・規模に応じて、利用者ニーズに沿った情報発信を行うことに留意する必要がある。

<施設種別ごとの「必要な情報提供項目」のイメージ>

- (1) トイレ *全施設共通

 - ①車椅子使用者対応トイレ、男女別トイレ、男女共用トイレの位置図（フロア図）
 - ②トイレ内のレイアウトと広さ *音声案内・誘導用ブロック、手すり位置、フラッシュライト（※）等
 - ③個室等にある設備のピクトグラム（オストメイト用設備（※）、介助用ベッド（※）、おむつ交換台等）
 - ④画像（出入口、各設備等 2～3枚程度） ⑤利用時間（利用時間が限られている場合）

(2) 公園

 - ①バリアフリールート幅員や勾配等（図示） ②電光掲示板がある場合の位置 ③画像

(3) 道路

 - ①歩車道分離の有無や段差の状況 ②歩道の幅員や勾配等
 - ③誘導用ブロック・エスコートゾーン・音響式信号機（利用可能時間含む） ④画像

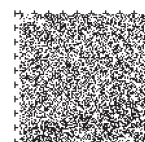
(4) 宿泊施設の客室（車椅子使用者用客室、建築物バリアフリー条例の基準に適合した一般客室）

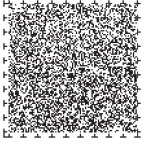
 - ①ホテル出入口から客室までのアクセス経路 ②トイレ・浴室のレイアウトと広さ
 - ③画像（トイレ、浴室、ベッドルーム等）

(5) 鉄道駅等

 - ①鉄道駅改札口からホームまでのアクセス経路（エレベーターの位置を含む）
 - ②エレベーター等による地上と地下のルート図 ③乗換案内

- ② 各施設管理者等の取組に留まらず、面的なバリアフリー化の状況が容易に得られるようバリアフリーマップ等による発信や情報の更新に係る仕組みづくりを図る。
特に、ターミナル駅等における自由通路や駅前広場等のアクセス経路や交通結節点におけるバス・タクシーののりば案内や近隣のトイレ情報等、利用者の視点に立った情報の掲載に配慮する必要がある。





◆ バリアフリー化された施設はもとより、ハード整備が行えない場合も含めて、必要な人的サポートや配慮の工夫を具体化できるよう、各施策を強化していくことが必要である。

- ① 鉄道駅では、不特定多数の人が利用する公共の交通機関であるという点を認識し、誰もが利用できるよう、スロープ板の適切な操作などソフト面も含めた対応を推進する必要がある。

また、無人改札口・無人駅においては、障害の有無等に関わらず単独での乗降や運行情報の取得が可能な環境整備を図るとともに、必要に応じて人員を派遣するなど、旅客支援を可能な限り行う必要がある。

交通結節点における乗り継ぎ等においては、移動の連続性が確保され、円滑な移動ができるよう、事業者間の連携をより一層促進する必要がある。

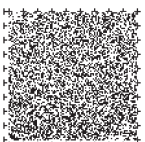
- ② ノンステップバス等の運行に際しては、乗務員の正着（※）やニーリング（※）の技術、車椅子やベビーカーの固定等に係る乗務員への教育に加えて、乗客等の理解を得ていく必要がある。
- ③ ユニバーサルデザインタクシー等の運行に際して、乗務員が車椅子の取扱いやスロープの設置に不慣れなことを理由とした乗車拒否が生じないように、乗務員の接遇向上に向けた研修等を実施する必要がある。
- ④ 設置状況によっては、音響式信号機などは稼働時間が制限されることがある。例えば、音響式信号機については、夜間の音量を抑えるなど、近隣の理解を得ることを通じて、利用可能な環境を整えることが必要である。

◆ バリアフリー設備が点検や修理等で使えない時の情報発信や緊急時も含めた支援体制の確保を検討しておくことが重要である。

4 生活に身近な建築物等におけるバリアフリー化の推進

【現状と課題】

- 東京 2020 大会会場周辺駅をはじめとする鉄道駅におけるエレベーターやホームドア等の整備、都道等における歩道の段差解消や視覚障害者誘導用ブロック設置等のバリアフリー化を推進するとともに、建築物と道路等の施設の継ぎ目を含めた面的・一体的なハード整備を推進している。
- 都立の競技会場等で、東京版ガイドラインの推奨レベルを満たすことを目指して、施設・環境整備を進めてきたが、特定の用途・規模の新設等の際には、今後もこの水準を継承していくことが求められる。
- 多機能トイレへの利用集中が課題となっているほか、これまで表面に出づらかったニーズとして、移動中に親族等による異性介助を要する場合や、性別移行のプロセスにあるトランスジェンダー（※）の状況にも対応し、全ての人がストレスなくトイレを利用できるよう、多様な利用者のニーズに配慮して、トイレ全体でユニバーサルデザインを進める必要があるため、作成したトイレづくりハンドブックを



活用し、更に促進を図っていくことが求められる。

- 既存の建築物等のバリアフリー化、特に、既存の小規模店舗等の整備基準への適合義務がかからない建築物等においてバリアフリー化を進めることが求められる。
- 誰もが安心して快適に公園を利用できるよう、各法令に基づき、園路の移動円滑化、車椅子利用者対応トイレや障害者等用駐車区画の整備などに取り組み、ユニバーサルデザインを基本とした公園づくりが進んでいる。

【解決のポイント】

- 東京版ガイドラインやアクセシビリティ・ワークショップを踏まえて作成された整備方針に記載されている項目のうち、今後、継承が必要な整備項目等を抽出し、必要に応じて見直しを検討することが求められる。

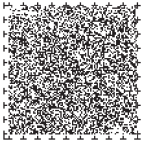
＜継承が必要な項目等の例＞

- (1) 観覧席・客席
 - ・車椅子利用者用観覧席やその他の優先席の垂直・水平方向の分散配置（可動席を含む）
 - ・付加アメニティ席、ヒアリンググループ席等の必要数
- (2) トイレ
 - ・施設の利用用途に応じた適切な数の設置、複数設置する際の設備のレイアウトの工夫
 - ・異性介助やトランスジェンダー等に対応し、男女共用トイレを設置
 - ・緊急事態の情報を音声及び光によって提供できる設備（フラッシュライト等）の設置

- 既存施設のバリアフリー化を支援する取組として、バリアフリー基本構想やマスタープランにおいて生活関連施設（※）等に位置付けることで財政支援の活用を促すことが重要であると考えられる。

【今後の方向性】

- ◆ 生活に身近な建築物等において、福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルで位置付けるなど、必要に応じて見直しの検討が必要である。
- ◆ 既存施設も含め、バリアフリー基本構想やマスタープランと連動して特定事業を行う場合の財政支援策についてのわかりやすい周知、区市町村と民間事業者との一体的な取組の促進を図る必要がある。
- ◆ 全ての人が安全で快適に移動できるよう、鉄道駅でのエレベーターやホームドア等の設置が引き続き計画的に進められるよう、鉄道事業者を効果的に支援していくことが必要である。
- ◆ 多くの人が日常生活で利用する駅、公共施設、福祉施設などを結ぶ道路のバリアフリー化を引き続き計画的に進めていく必要があり、複数の道路管理者の道路にまたがることも多いことから、各道路管理者間で密接な連携をとり、



利用者の視点に立って必要な調整を図る必要がある。

5 防災対策や観光施策等におけるユニバーサルデザインの推進

(1) 防災対策

【現状と課題】

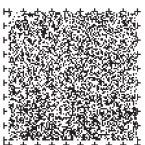
- 都は、区市町村が行う避難所の管理運営や要配慮者対応に係る各指針を示すとともに、福祉保健・防災部門の職員を対象とした研修の実施などにより安全対策を推進している。
また、ヘルプカードの作成や活用に取り組む区市町村を支援するなど、災害時及び緊急時に備えた取組を進めている。
- 近年の災害において、多くの高齢者や障害者等が被害に遭っている状況を踏まえ、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするためには個別避難計画（※）の作成が有効である。国は、令和3年の災害対策基本法改正により避難行動要支援者（※）の個別避難計画を作成することを市町村の努力義務としており、計画的な対応が求められる。
- 災害時のトイレ利用の課題によって、多くの健康被害と衛生環境の悪化をもたらし、同時に不快な思いをする被災者を増やすことになる。そのため、国は「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」を平成28年に策定、令和4年4月に改定し、各避難所での環境整備を進めるよう促している。

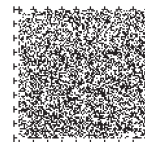
【解決のポイント】

- 災害時・緊急時に高齢者や障害者等の要配慮者の安全を確保するため、福祉のまちづくりの観点も踏まえて、福祉や防災などの関係機関が連携して総合的に対策を検討していくことが課題である。
- 「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」では、災害におけるトイレ利用の問題点として、プライバシーに配慮したトイレの設置や安全性の確保、経路上の段差のバリアフリー化の必要性などが提示されている。
また、トイレの個数やバリアフリースイートイレ（※）の設置については、「避難者の人数やニーズに合わせて確保することが望ましい」としている。

【今後の方向性】

- ◆ 障害者が周囲に支援を求める手段としてヘルプカードの活用を促進するなど、災害時及び緊急時に備えた取組を推進するとともに、区市町村の要配慮者の把握や個別避難計画の作成を促すなど、要配慮者対応を強化していく必要がある。





- ◆ 災害時に避難所となる学校施設、福祉施設等においては、平常時に利用する障害のある児童・生徒等だけでなく、地域から避難してきた高齢者や障害者など、誰もが利用しやすいように整備するとともに、必要な準備を進めていくことが重要である。

特に、トイレについては、高齢者や障害者を含めた全ての人が支障なく利用できるよう、平常時から車椅子使用者対応トイレや男女共用トイレの設置、介助用ベッドの設置、一般トイレでの洋式化やオストメイト用設備、乳幼児用設備、フラッシュライト等の設置など、バリアフリー化を計画的に図っていくとともに、災害時に断水や停電が生じた際の利用も想定して対応を検討することが求められる。

また、災害用トイレの設置場所は、プライバシーに配慮した設置場所とするとともに、避難スペースから円滑にアクセスできるよう、段差の解消など、経路を適切に確保する必要がある。

- ◆ 災害時・緊急時における要配慮者への情報提供として、避難所等において、音声情報と文字情報の両方を提供することを原則とし、多言語対応を図ることが有効である。

要配慮者への情報伝達には、コミュニケーションボードやヘルプカード等の活用も有効であり、地域の防災訓練や防災ワークショップなどでコミュニケーション支援を盛り込むことが望ましい。

- ◆ 避難所となる学校等までの道路のバリアフリー化、案内サイン等による情報発信等について、面的に整備していく必要がある。
- ◆ 災害時における応急仮設住宅のバリアフリー化を図る必要がある。

(2) 観光施策等

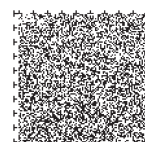
【現状と課題】

- 外国人旅行者や高齢者、障害者を含めた全ての人が安心して東京での滞在を楽しめるように、観光施設のバリアフリー化をはじめ、ピクトグラム（絵文字）や多言語で表記した観光案内標識の設置などの取組を行っている。

また、旅行をするに当たって必要となるバリアフリールートや観光モデルルートの情報発信を行うとともに、アクセシブル・ツーリズム（※）に取り組む事業者を積極的に支援している。

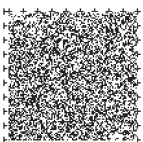
【解決のポイント】

- 2025年のデフリンピック大会の開催を見据え、外国人旅行者等が安心して東京のまちを楽しめるよう、特に、移動と情報の連続性を確保した環境整備が求められている。



【今後の方向性】

- ◆ 外国人旅行者や高齢者、障害者を含めた全ての人々が安心して東京での滞在を楽しむように、アクセシブル・ツーリズムの普及と気運の醸成に更に取り組む必要がある。



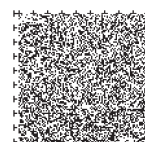
おわりに

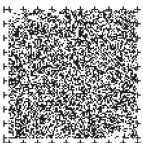
東京都福祉のまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）は、東京に集う全ての人々が、自らの意思で暮らし、社会参加し、自己実現を図ることができる社会の実現に向け、ユニバーサルデザインの考え方に立ったまちづくりを推進するため、当事者や関係団体などが長い時間をかけて福祉のまちづくりを築き上げてきた経緯を踏まえつつ、これまでに多くの提言を積み重ねて、都の施策を後押ししてきた。今期の協議会では、東京 2020 大会に向けた取組成果とコロナ禍という状況も踏まえ、「10 年後の東京を見据えた新しい日常におけるバリアフリーの推進について」というテーマで提言を取りまとめた。

都においては、「東京都福祉のまちづくり推進計画」に基づき、ユニバーサルデザインの先進都市東京の実現に向けて、「誰もがまちの中を自由に移動し、必要な情報入手しながら、あらゆる場所で活動に参加し、共に楽しむことができる社会」を目標として、全 120 事業を進めているが、2019 年度から 2023 年度までの計画期間が来年度終了する予定である。

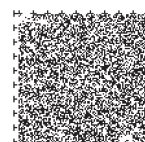
しかしながら、今なお東京都の福祉のまちづくりの推進には多くの課題が残されている。次期推進計画の計画期間では、今回の意見具申を踏まえ、ハード・ソフト一体的なユニバーサルデザインのまちづくりの取組を加速させるため、公共交通や建築物における更なるバリアフリー化や、道路なども含めた面的な整備、誰もが必要な情報をスムーズに得られる情報バリアフリー環境の構築、共生社会実現に向けた心のバリアフリーの理解促進を図る取組等をより一層強化していく必要がある。

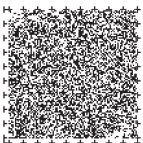
時間的な制約もあり協議会で十分に議論しきれなかった課題もある。引き続き関係各位のご協力をお願いする。





参考資料





用語解説

※1 バリアフリー

高齢者や障害者等が日常生活や社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念、その他一切の社会的障壁（バリア）の除去を行う取組

※2 ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように都市や生活環境をデザインすること

※3 一般都市施設

建築物、道路、公園、公共交通施設、路外駐車場で不特定かつ多数の者が利用する部分を有する施設

※4 特定施設

一般都市施設のうち、特に新設又は改修の際に、規則で定める種類及び規模に応じた整備基準への適合について届出を求める施設

※5 都市施設

福祉のまちづくり条例において、多数の者が利用する建築物、道路、公園、公共交通など、規則で定める施設。施設を所有又は管理する者は整備基準への適合努力義務がある。

※6 特定都市施設

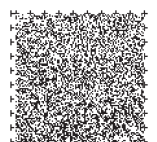
都市施設のうち、福祉のまちづくり条例施行規則で定める種類及び規模の施設。新設又は改修（建築物については、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更）の際に、整備基準への適合遵守義務があり、かつ工事着手前の届出が必要となる。

※7 サイトライン

劇場等の客席・観覧席の各々の人が、前列の人の頭又は肩を越して視焦点（舞台や競技場のフィールド）を見ることのできる視野の限界線

※8 『未来の東京』戦略

新たな都政の羅針盤として令和3年3月に策定された都の総合計画



※9 1ルート

駅出入口からホームまで段差無く移動できるルート（バリアフリールート）の1つ目

※10 車椅子使用者対応トイレ

車椅子が回転できる広いスペースがあり、便器に移乗するための手すりなど車椅子使用者が円滑に利用するための設備を設けたトイレ

※11 視覚障害者誘導用ブロック

視覚障害者に対する誘導又は段差の存在の警告若しくは注意喚起を行うために路面に敷設されるブロック

※12 歩行者感应式・視覚障害者用の信号機

「歩行者感应式信号機」は、画像感知器（カメラ）により自動で歩行者を感知し、横断青時間を延長又は短縮する信号機。「視覚障害者用信号機」は、信号の横断青時間や横断方向を音響で知らせる機能が付いた信号機

※13 エスコートゾーン

道路を横断する視覚障害者の安全性、利便性を向上させるために横断歩道上に設置され、横断時に横断方向の手がかりとする突起体の列

※14 移動等円滑化基本構想（バリアフリー基本構想）

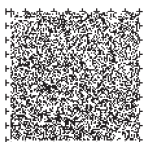
バリアフリー法に基づき区市町村が策定する、重点整備地区についての移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的構想

※15 移動等円滑化促進方針（マスタープラン）

バリアフリー法に基づき区市町村が策定する、移動等円滑化促進地区（※17 参照）において面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すもので、具体の事業計画であるバリアフリー基本構想の作成に繋げていくことをねらいとしたもの

※16 重点整備地区

旅客施設を含む地区や、高齢者、障害者等が利用する施設を含む地区のうち、バリアフリー基本構想で指定した地区



※17 移動等円滑化促進地区

旅客施設を含む地区や、高齢者、障害者等が利用する施設を含む地区のうち、マスタープランで指定した地区

※18 要配慮者

発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者。具体的には、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等を想定

※19 ヘルプカード

障害のある方などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障害への理解や支援を求めるため、緊急連絡先や必要な支援内容などが記載されたカード

※20 障害者等用駐車区画

車椅子使用者など、車の乗り降りや移動に際して配慮が必要な人のために設けられた専用駐車区画で車椅子使用者用駐車区画とそれ以外の区画を含む

※21 ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害※①や難病※②の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見から分からない方々が、援助を得やすくなるよう、配慮を必要としていることを知らせるマーク

※① 内部障害

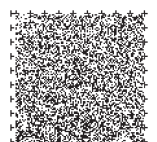
からだの内部に障害があること。身体障害者手帳の種類には、心臓機能、呼吸器機能、腎臓機能、膀胱・直腸機能、小腸機能、肝臓機能、免疫機能障害がある。

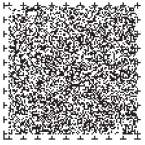
※② 難病

発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない希少な疾病であって、長期の療養を必要とするもの

※22 障害者の権利に関する条約

障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定めたもので、日本は平成 26 年に批准した。





※23 障害の社会モデル

障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、身体障害、知的障害、発達障害を含む精神障害、難病、その他心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとする考え方。例えば、足に障害のある人が建物を利用しづらい場合、段差がある、エレベーターがない、といった建物の状況に原因があるという考え方

※24 合理的配慮

障害者から日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす社会的障壁の除去について意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重でない範囲で、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、建設的対話により個別の状況に応じて行われる配慮

※25 インクルーシブ教育

障害の有無や国籍等にかかわらず、個々の教育的ニーズに的確に応え、共に学ぶ多様な場を備えた教育

※26 教育啓発特定事業

移動等円滑化に関する「心のバリアフリー」を推進するため、バリアフリー基本構想に基づき区市町村や施設設置管理者等が実施する事業

※27 建築物移動等円滑化誘導基準

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（義務基準に比べてより望ましい基準）

※28 旅客特定車両停留施設

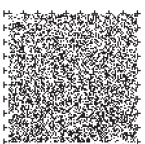
交通の混雑緩和を図る目的のため、道路に接して道路管理者が設けるバス・タクシー・トラック等の事業者用の停留施設（特定車両停留施設）のうち、旅客用車両を同時に2台以上停留させる施設

※29 Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン

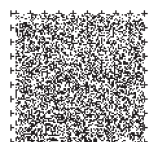
東京2020大会組織委員会が、国際パラリンピック委員会（IPC）の求めに応じて策定する、大会運営におけるハード・ソフト両面のバリアフリー化を目的とした指針

※30 バリアフリーアドバイザー

施設等のバリアフリー化の際に助言を行う者



- ※31 アクセシビリティ
障害者等が他の人と同じように施設やサービス等を利用できること
- ※32 ユーザビリティ
利用者が施設やサービス等を利用する際の使いやすさ
- ※33 ユニバーサルデザイン 2020 行動計画
東京 2020 大会を契機として、全国のユニバーサルデザインの取組を推進していくため、様々な障害者団体等の参画を得て、平成 29 年 2 月に閣議決定されたハード・ソフトの計画
- ※34 とうきょうユニバーサルデザインナビ
高齢者や障害者を含めた全ての人が、外出時に必要な情報を容易に入手できるよう、都内の施設や交通機関等に関するユニバーサルデザイン情報及びバリアフリー情報を集約したポータルサイト
- ※35 デフリンピック大会
聴覚障害者のための国際的なスポーツ競技大会
- ※36 オープンデータ
機械判読可能な形式、二次利用可能なルールにより公開されたデータ。東京都では、都内区市町村と連携し、行政が保有するオープンデータを東京都オープンデータカタログサイトに掲載し、公開することで、行政の透明性や住民サービスの向上等を目指すオープンデータの取組を推進している。
- ※37 フラッシュライト
主に聴覚障害者へ光の点滅で非常時の警報を知らせるもの
- ※38 オストメイト用設備
主に人工膀胱・人工肛門を保有しているオストメイトが、パウチ（排泄物をためておく袋）や汚れた物、しびん等を洗浄するために使用する汚物流し（洗浄装置・水栓を含む）や付帯設備のこと
- ※39 介助用ベッド
おむつ交換台が使えない年齢の子供から大人まで、ベッド上での着替えやおむつ交換、自己導尿等による排泄のために使用することが多い大型のベッドのこと



※40 正着

バスが停留所との隙間を空けずに停車すること

※41 ニーリング

バスのエアサスペンション（空気バネ）の空気を抜き、車高を下げ、乗り降りをしやすくすること

※42 トランスジェンダー

性的マイノリティのうち、出生時の戸籍や出生届の性別（出生時に割り当てられた性別）と性自認（自分の性別についての認識）が異なる人

※43 生活関連施設

高齢者、障害者等が日常生活、社会生活において利用する施設の総称

※44 個別避難計画

避難行動要支援者（※45 参照）について、支援者や避難場所、避難時配慮などをあらかじめ記載したもの

※45 避難行動要支援者

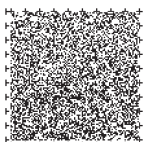
高齢者や障害者など災害時に一人では避難することが困難な人

※46 バリアフリースイレ

高齢者、障害者等が利用する個別機能を備えた便所の総称

※47 アクセシブル・ツーリズム

障害者や高齢者など、移動やコミュニケーションにおける困難さに直面する人々のニーズに応えながら、誰もが旅を楽しめることを目指す取組の総称



東京2020大会を契機としたバリアフリー化の主な進捗状況 ① 公共交通

- 都内鉄道駅でのバリアフリールート※確保、視覚障害者誘導用ブロック・車椅子使用者対応トイレ等の設置がほぼ全駅で完了
複数の出入口や乗換経路におけるバリアフリールート確保も、都が示した優先整備の考え方に基づき、各鉄道事業者が計画的に推進
- 利用者が10万人以上のターミナル駅に加えて、競技会場周辺の最寄り駅や空港アクセス駅等において、ホームドアの整備が促進
- 地域の身近な移動手段である路線バス車両のノンステップ化がほぼ完了
- 環境性能が高く、車椅子のまま乗降できるユニバーサルデザインタクシー車両が普及

※バリアフリールート：駅出入口からホームまで段差なく移動できる経路

鉄道駅



エレベーター等による1ルート確保状況
〈都市整備局・交通局〉

H25末 95.4% → R3末 98.0%
※都営地下鉄 100%



視覚障害者誘導用ブロックの設置状況
〈都市整備局・交通局〉

H25末 99.2% → R3末 99.9%
※都営地下鉄 100%



車椅子使用者対応トイレ等の設置状況
〈都市整備局・交通局〉

H25末 94.1% → R3末 97.1%
※都営地下鉄 100%



ホームドアの設置状況
〈都市整備局・交通局〉

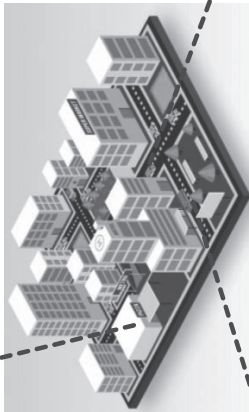
H25末 30.1% → R3末 49.3%
※都営地下鉄 85.3%



ノンステップバスの普及状況

〈都市整備局・交通局〉

H25末 89.2% → R3末 95.8%
※都営バス 100%

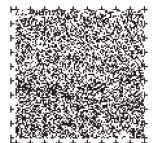


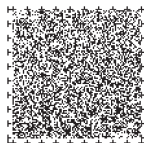
路線バス



ユニバーサルデザインタクシーの普及状況
〈環境局〉

補助実績 H28末 3台 → R3末 13,887台





東京2020大会を契機としたバリアフリー化の主な進捗状況 ② 道路・公園

- 競技会場や観光施設周辺の道路を中心に、歩道の段差解消・勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックと交差点のイスコートゾーン・視覚障害者用信号機等の連続的な整備が進み、利用者の多い主要駅周辺等の都道では、無電柱化と一体的な整備を推進
- 競技会場、練習会場等となる都立公園や海上公園や海上公園を中心に、園路での勾配の改善やスロープ・手すりの設置、視覚障害者誘導用ブロックの設置、トイレでの洋式化やオストメイト用設備・乳幼児用設備の設置等を推進

道路



都道のバリアフリー化 〈建設局〉

特定道路等の整備 (H27末 327km(完了))

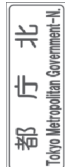
優先整備路線の整備 (うち競技会場周辺等の都道)
(H28末 約18km → R2末 約90km(完了))

都道の無電柱化

都内(都道)の地中化率(建設局)

センター・コア・エリア内
(H25末 85% → R1末 概ね完了)

第一次緊急輸送道路 うち環状七号線
(H25末 27% うち環状七号線 25% →
R3末 45% うち環状七号線 56%)



道路標識の整備

すべての人にわかりやすい道路案内標識の整備
(「東京みちしるべ2020」)(建設局)

H27末 1,642枚 →
R1末 10,515枚 (完了)

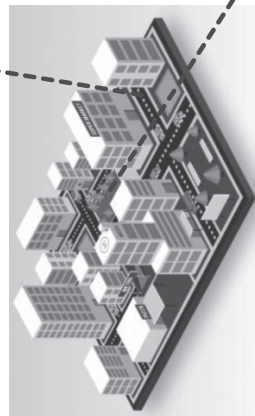
イスコートゾーンの設置状況 〈警視庁〉

H25末 536か所 → R3末 746か所

臨海部におけるバリアフリーの推進
競技会場や観光施設周辺道路の整備
〈港湾局〉

H30末 3km → R1末 10km(完了)

公園



都立公園の整備

誰もが快適に利用できる公園を整備(建設局)

海上公園の整備

競技会場等となる既存公園の整備改修(港湾局)

H26～R3整備実績 累計54.6ha新規開園

H26～R3整備実績 のべ27箇所

東京2020大会を契機としたバリアフリー化の主な進捗状況 ③ 建築物・面的整備等

- 都立の**競技会場**では、「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン」に加えて、「**アクセシビリティ・ワークショップ**」での意見を踏まえて**整備**
- 都や区市町村の**スポーツ施設**、**都庁舎**、**都立の学校**、**文化施設**、**公共住宅**等において、改修や新設の際にバリアフリー化が進展
- **宿泊施設の車椅子使用者客室や共用部のバリアフリー化**を促進、**一般客室の整備基準**を条理化し、あわせて約**3,200室**を確保
- 区市町村が作成した**バリアフリー基本構想**に基づく**面的整備**や、**障害当事者等の住民参加によるバリアフリー化改修等**が促進

スポーツ施設



オリンピック・パラリンピック競技会場の整備

都が新設する恒久施設について
ユニバーサルデザインの視点に立った整備を行う
〈生活文化スポーツ局〉

H26～R1整備完了
有明アリーナ、大井町ホッケー競技場 等

都立体育施設等のバリアフリー化

大規模改修に合わせ
必要なバリアフリー化工事を実施
〈生活文化スポーツ局〉

H27～R3整備実績
有明コロシアム、東京体育館 等

宿泊施設



宿泊施設のバリアフリー化
客室等のバリアフリー改修等支援
〈産業労働局〉

補助実績 H26～R3のべ191件

※R4.10月末時点（R3実績は交付決定ベース）



区市町村立スポーツ施設のバリアフリー化

スポーツ環境の拡大工事やバリアフリー工事等
を支援 〈生活文化スポーツ局〉

補助実績 H26～R3のべ262件



バリアフリー基本構想等作成事業
区市町村のバリアフリー基本構想等
作成費補助 〈都市整備局〉

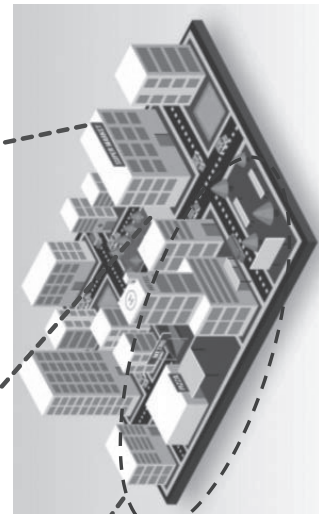
補助実績 H26～R3のべ26区市



面的整備・当事者参画

ユニバーサルデザインのまちづくり緊急推進事業
障害当事者等の住民参加による調査を踏まえた
施設のバリアフリー化改修等に取り組む
区市町村を支援
〈福祉保健局〉

補助実績 H29～R3 のべ 点検事業 29件
緊急整備 45件
トイレ洋式化 3,697基
トイレ環境整備111か所



東京2020大会を契機としたバリアフリー化の主な進捗状況 ④ ソフト面

- 東京2020大会に向け、障害の有無に関わらず、互いに尊重し合える「**共生社会の実現**」を目指し、心と情報のバリアフリーの取組を推進
- 人々の意識の中で作り出され、社会や環境にあるバリアをなくすために必要な行動を続ける、「**心のバリアフリー**」の社会的気運を醸成
- 誰もが必要な情報をスムーズに入手できるよう、「**情報バリアフリー**」の充実を図り、大会後には手話言語条例を制定
- 障害者や高齢者、外国人旅行者等が安心して東京での滞在を楽しめるよう、**アクセシブル・ツリーズ**の普及や**多言語対応**等を促進

心のバリアフリー

シティキャスト（都市ボランティア）に対する研修
シティキャストの育成に向け研修等を実施
〈旧オリンピック・パラリンピック準備局：R1～R3〉



心のバリアフリーサポート企業連携事業

心のバリアフリーの推進に取り組む企業等を登録し、好事例企業等の取組状況を公表
〈福祉保健局：H30～〉



心のバリアフリー普及啓発ポスターコンクール

都内の小学生・中学生を対象に作品を募集し、入賞作品を活用したポスターを幅広く配布
〈福祉保健局：H28～〉



「心のバリアフリー」の実践に向けたハンドブックの作成

障害の社会モデルやコミュニケーション、適切な配慮について、具体的な事例を交えて紹介〈福祉保健局：H29〉



情報バリアフリー

バリアフリー情報のオープンデータ化
都内公共施設等の車椅子利用者対応トイレの情報をオープンデータとして公表〈福祉保健局：H30～〉



R3末時点 8,713基

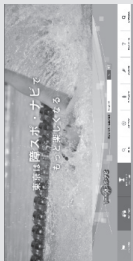
どうきょうユニバーサルデザインナビ

外出に必要な情報が集約されたポータルサイトを運営
〈福祉保健局：H27～〉



TOKYO障スポ・ナビの運用

障害者のスポーツに関する様々な情報を掲載したポータルサイト
〈生活文化スポーツ局：H24～〉



手話のできる都民育成事業

手話及び聴覚障害の普及啓発イベント等を実施
〈福祉保健局：H26～〉



R3末時点 9,906名

観光

アクセシブル・ツリーズの推進

- ① 障害者や高齢者等が積極的に外出して、様々な交通機関を快適に利用しなかな旅行ができる環境を整備
〈産業労働局：H29～〉
- ② バリアフリーの観光ルート上の情報をパンフレットやウェブサイトで情報発信
〈産業労働局：H27～〉



ウェブサイトによる観光情報の発信

東京の様々な観光の魅力を多言語でウェブサイト「GO TOKYO」等により発信 〈産業労働局〉

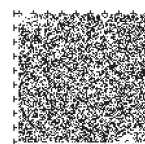
東京ひとり歩きサイン計画

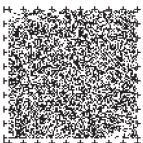
ピクトグラムや多言語で表記した観光案内標識を設置
〈産業労働局〉



H26年度改訂の指針に基づく観光案内標識設置実績 H27～R2 累計54基

審議經過等

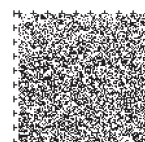


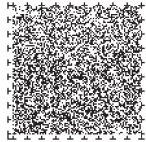


審議経過

令和3年2月から令和5年1月まで

開催月日	会議種別	審議内容等
令和3年 2月5日 (書面開催)	第1回推進協議会	・第13期東京都福祉のまちづくり推進協議会の 審議事項等
6月25日	第1回専門部会	・公共トイレの整備の新たな方向性について
令和4年 3月23日	第2回専門部会	・トイレづくりハンドブックの報告 ・都におけるバリアフリー化の進捗状況 ・「10年後の東京を見据えた新しい日常における バリアフリーの推進について」意見具申に関する 検討
7月13日	第3回専門部会	・「10年後の東京を見据えた新しい日常における バリアフリーの推進について」意見具申に関する 検討（骨子の提示） ・建築物バリアフリー条例における宿泊施設の基 準に係る見直しの検討
10月26日	第4回専門部会	・「10年後の東京を見据えた新しい日常における バリアフリーの推進について」意見具申案の検 討 ・建築物バリアフリー条例における宿泊施設の基 準に係る見直しの検討
12月26日	第5回専門部会	・「10年後の東京を見据えた新しい日常における バリアフリーの推進について」意見具申案の検 討
令和5年 1月31日	第2回推進協議会	・「10年後の東京を見据えた新しい日常における バリアフリーの推進について」意見具申



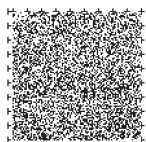


第13期東京都福祉のまちづくり推進協議会委員名簿

【任期: 令和3年2月1日～令和5年1月31日】

分 野		氏名 (◎は会長)	所 属 団 体 役 職 等	専門 部会
学識 経験者	建築	◎ 高橋 儀平	東洋大学名誉教授	◎
	都市交通計画	稲垣 具志	東京都市大学建築都市デザイン学部都市工学科准教授	○
	社会福祉	大島 隆代	早稲田大学人間科学部准教授	○
	社会福祉・教育	小山 聡子	日本女子大学人間社会学部社会福祉学科教授	○
	建築	川内 美彦	東洋大学人間科学総合研究所客員研究員	○
	都市計画	佐藤 克志	日本女子大学家政学部住居学科教授	○
	I C T	庄司 昌彦	武蔵大学社会学部教授	○
	心理	星加 良司	東京大学大学院教育学研究科附属バリアフリー教育開発研究センター教授	○
民間 事業者	鉄道	滝澤 広明	一般社団法人日本民営鉄道協会運輸調整部長 (令和3年10月26日まで)	○
		西尾 佳章	一般社団法人日本民営鉄道協会運輸調整部長 (令和3年10月27日から)	○
		山崎 淳	東日本旅客鉄道株式会社東京支社総務部企画部長 (令和4年3月11日まで)	○
		永井 孝弥	東日本旅客鉄道株式会社首都圏本部企画総務部企画部長 (令和4年3月12日から)	○
	バス	二井田 春喜	一般社団法人東京バス協会専務理事	○
	商業	伊藤 廣幸	一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会専務理事 (令和3年6月21日まで)	○
		大日方 良光	一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会専務理事 (令和3年6月22日から)	○
	商工会議所	上田 裕子	東京商工会議所地域振興部長 (令和3年6月21日まで)	○
		三宅 泉	東京商工会議所練馬支部副会長 (令和3年6月22日から)	○
	ホテル	岩佐 英美子	一般社団法人日本ホテル協会事務局長	○
都民	障害者団体	市 博	障害者と家族の生活と権利を守る都民連絡会会長	○
		越智 大輔	公益社団法人東京聴覚障害者総合支援機構東京都聴覚障害者連盟事務局長	○
		吉田 美奈子	公益社団法人東京都盲人福祉協会副会長	○
		菊地 高	東京都精神障害者団体連合会事務局長	○
		永田 直子	社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会副理事長	○
	地域の福祉関係者	下田 和恵	東京都民生児童委員連合会副会長	○
		後藤 弘太郎	公益社団法人東京都老人クラブ連合会副会長	○
		織田 友理子	一般社団法人WheeLog代表理事	○
	公募委員	松田 奈巳	(新宿区)	○
		河原 啓子	(練馬区)	○
国	国	金原 辰夫	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長 (令和3年10月26日まで)	
		奥出 吉規	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長 (令和3年10月27日から)	
		眞鍋 英樹	国土交通省総合政策局バリアフリー政策課長 (令和4年12月8日まで)	
		田中 賢二	国土交通省総合政策局バリアフリー政策課長 (令和4年12月9日から)	
		深井 敦夫	国土交通省住宅局建築指導課長 (令和4年12月8日まで)	
		今村 敬	国土交通省住宅局参事官(建築企画担当) (令和4年12月9日から)	
	特別区	前川 耀男	練馬区長	
	市町村	加藤 育男	福生市長	
		委員 29 名		

※専門部会の「◎」は部会長



令和5年1月発行

登録番号(4) 331

10年後の東京を見据えた新しい日常におけるバリアフリーの推進について
意見具申

編集・発行 東京都福祉保健局生活福祉部計画課福祉のまちづくり担当
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話03(5320)4047

印刷所 シンソー印刷株式会社

電話03(3950)7221

リサイクル適性[®]
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

